

第1編 風水害等災害対策の計画的推進

策1章 計画の目的及び性格

第1節 計画の目的

風水害等災害対策計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町内の地震災害を除く風水害等の災害全般（「災害」という。以下同じ）の対策について定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して災害に強い安全な町づくりを進めるとともに、災害が発生した際の応急対策を実施することにより町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

災害対策基本法第42条の規定に基づく葉山町地域防災計画の構成は、次のとおりとする。

- 1 地震災害対策計画編
- 2 風水害等災害対策計画編
- 3 資料編

この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画と連携した地域計画であり、本町の総合計画と連携した町内の風水害等災害対策全般の総合的な指針となる。

第2章 葉山町の概要

第1節 自然的条件

- 1 位置

本町は、神奈川県南部で三浦半島の中央部に位置し、北は逗子市に接し、南東は横須賀市、西は相模湾に面している。

- 2 面積

本町の面積は、17.06 であり、海岸線は、南北直線距離約4 kmである。

- 3 地形

葉山町の地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央部に大峰山と3つの山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が西に流れ相模湾に注いでいる。

- 4 地質

葉山町の地質の特徴は、葉山町地質図のように新第三紀中新世の葉山層群と逗子層群から成り立っている。葉山層群は、大山砂岩、大沢礫岩、戸根山互層、森戸泥岩からなり本町中部を東西に走る地層

であり、後者の逗子層は、本町の北部及び南部にそれぞれ東西に逗子泥岩、御用邸岬凝灰岩、水源地石灰岩から構成されている。これらの両地層群の間に破碎帯（丹沢、嶺岡隆起帯）ともいわれている部分が東西に走り、崩壊堆積物で構成されている。また、下山川と森戸川の河口付近には平地が開け沖積層や洪積層の砂泥や海岸砂等となっている。



第2節 社会的条件

1 人口

平成20年1月1日現在の本町の人口は、33,049人（男15,716人・女17,333人）であり、人口密度は1 当たり1,937人である。地域別の人口分布状況は、木古庭地区1,650人、5.0%、上山口地区2,132人、6.4%、下山口地区2,766人、8.4%、一色地区 9,013人、27.3%、堀内地区8,750人、26.5%、長柄地区8,738人、26.4%となっている。

2 土地利用

都市計画区域は、本町全域が指定されており、総面積は17.06 ㎡、（平成13年11月20日現在）そのうち市街化区域5.13 ㎡（30%）市街化調整区域は11.93 ㎡（70%）が指定されている。市街化区域のうち、都市的土地利用が市街化区域面積の79.5%を占め、住宅用地が51.6%、その他の空地が6.9%を占めている。

市街化区域内に用途地域が指定されているが、本町の特徴として工業系の用途指定はない。

3 交通

道路交通体系は、国道134号及び県道横須賀葉山線、県道森戸海岸線、逗葉新道、横浜横須賀道

路、県道217号などを幹線道路として形成されている。三浦半島西岸の近隣市を連絡する通過交通量が多くなっており、主要な幹線道路のほとんどが市街地を通過しているため、朝夕、休日の幹線道路の交通混雑は激しいものとなっている。

4 危険物施設

町内には、各所に点在する給油取扱所及び一般取扱所などの危険物施設が48施設となっている。

第3章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

地域の防災力を向上させるためには、町民・企業・県・町その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に相互に協調した取り組みを進めることを基本とする。また、国及び県の支援も重要である。

風水害等災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な町づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、災害発生時に適切に対応できる応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努め、更に復旧復興対策の研究等と調和を保ちながら総合的に展開する。

これらの諸対策の推進にあたっては、町民、企業等の主体的な取り組みと地域住民に最も密着した町の役割が大きくなるが、国及び県の支援を得ながら円滑な推進に努める。

特に、発災時には町民、地域の主体的な取り組みと町の防災とが一体となった対応を図ることが被害を軽減・減少させることになり、そのため町民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」ことが大切であることの認識を持ち、平常時から食糧・飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者・高齢者・障害者等の救助、避難所における自発行動など、地域の自主防災組織・消防団と連携した防災活動を実施することが重要である。

町は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、町民自主防災組織、消防団等と連携をより密にし、被害状況と応急活動対策の状況を把握し、応援体制を活用する等防災活動を機動的に推進し、また、大規模災害の場合は県や他の市町村の支援を求め、応急活動を実施する。

このように風水害等災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取り組みと連携が必要である。

そこで、平常時は葉山町防災会議において各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図り、災害発生時には町及び防災関係機関等の災害対策本部において応急活動対策の調整を実施する。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急対策活動を推進するにあたって、町・県・その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりとする。

1 葉山町

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、町の地域並びに町民の生命、身体及

び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的自治体として県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 葉山町

葉山町防災会議に関する事務

災害対策組織の整備並びに防災に関する調査研究、教育及び訓練

防災施設の整備

防災に必要な物資、資機材の備蓄及び整備

消防活動及びその他の応急措置

災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

被災者に対する救助及び救護処置

被災施設の復旧

災害時における保健衛生、文教及び交通対策

その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置

町内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導

防災知識の普及及び教育

避難対策

2 神奈川県

横須賀三浦地域県政総合センター

ア 災害時における管内の県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整

イ 災害時における情報の収集伝達

横須賀土木事務所

- ア 災害時における管内町域の道路、河川及び海岸等（県管理）土木施設の応急対策
- イ 管内町域の道路、河川及び海岸等（県管理）土木施設の被害調査並びに災害復旧
- ウ 災害時における管内町域の海岸線の応急対策

鎌倉保健福祉事務所

災害時における管内町域の保健衛生対策

神奈川県企業庁逗子水道営業所及び鎌倉水道営業所

- ア 災害時における応急飲料水の確保
- イ 水道施設の被害状況の調査及び復旧
- ウ 被害を受けた水道施設による二次災害の防止

葉山警察署

災害時における警備・救助及び交通対策

3 指定地方行政機関

第三管区海上保安本部（出先機関・横須賀海上保安部）

- ア 物資の無償貸与又は譲渡
- イ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- ウ 流出油等の防除等
- エ 海上交通安全の確保
- オ 危険物の保安措置
- カ 警戒区域の設定
- キ 治安の維持
- ク 自発的支援の受入れ
- ケ 物資の収容、保管等
- コ 自衛隊への災害派遣要請
- サ 広報

関東農政局神奈川農政事務所

災害時における主要食糧の需給調整

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

東日本電信電話(株)神奈川支店

- ア 災害時における公衆電気通信の特別取扱
- イ 公衆電気通信施設の整備及び点検
- ウ 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧

東京電力(株)神奈川支店藤沢支社横須賀営業センター

- ア 災害時における電力供給の確保
- イ 電力供給施設の整備及び点検
- ウ 被災施設の調査及び復旧

東京ガス(株)神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター

- ア 被災地に対する燃料供給の確保
- イ ガス供給施設の耐災整備
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

京浜急行バス(株)逗子営業所

- ア 災害時における物資及び人員の輸送確保
- イ 災害時の応急輸送対策

社団法人逗葉医師会

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医療品及び医療器材の提供

葉山郵便局

- ア 非常災害時における郵政事業の運行確保
- イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- ウ 災害時における郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- エ 郵便振替による被災者救援のための寄附金送金の無料扱い
- オ 振替貯金及び簡易保険の非常取扱い
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

農業協同組合

- ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 被災組合員に対する融資あっ旋

漁業協同組合

- ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資あっ旋
- ウ 漁船、共同施設の応急対策及びその復旧対策の確保

商工会

- ア 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

金融機関

被災者等に対する資金融資

病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

学校等

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

6 自衛隊

人命又は財産の保護のため緊急に行う必要がある応急救護又は応急復旧
災害救助のための防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第4節 防災組織

町及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

1 町防災組織

葉山町防災会議

ア 設置の根拠

災害対策基本法第16条第1項

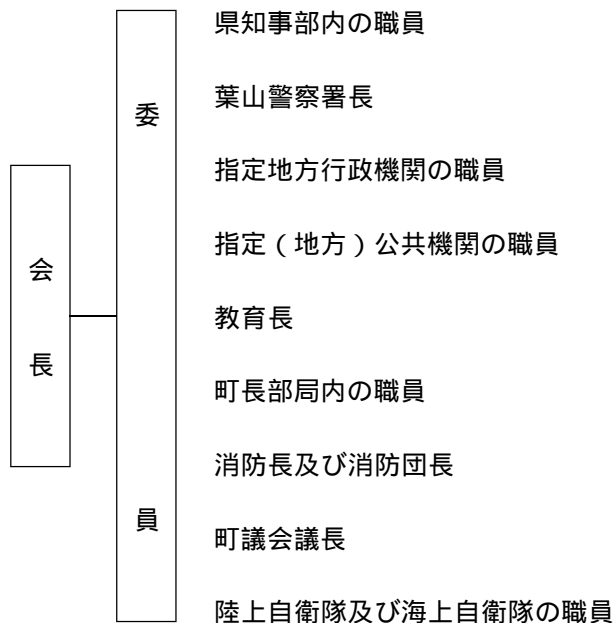
イ 所掌事務

葉山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令により、その権限に属する事務。

ウ 組織



葉山町災害対策本部

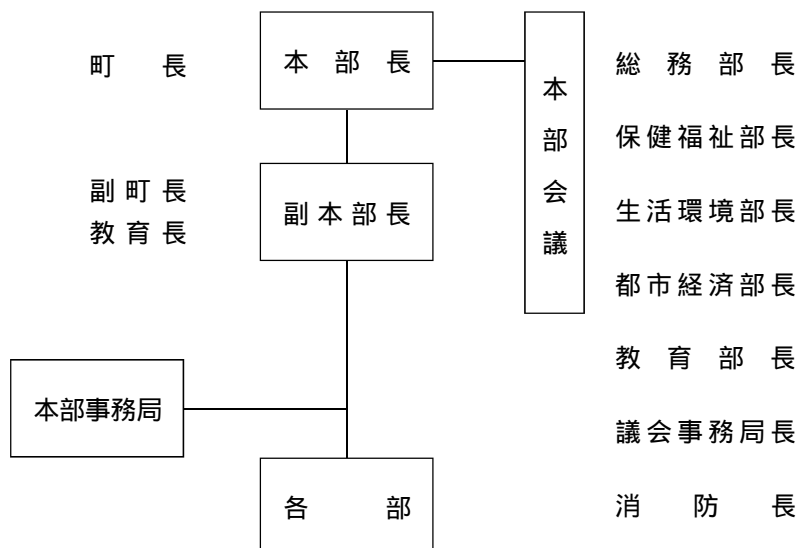
ア 設置の根拠

災害対策基本法第23条第1項

イ 所掌事務

地域防災計画の定めによる町地域の災害予防及び災害応急対策の実施

ウ 組織



2 防災関係機関の防災組織

町の区域を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の整備充実を図る。

3 自主防災組織

設置の目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため町内（自治）会等を単位とし設置する。

自主防災組織の育成指導

災害に対する地域連帯および地域防災活動の推進を図るため、町内（自治）会等の住民組織を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

自主防災組織に対する助成制度

自主防災組織の防災資機材整備を推進するため、組織が購入する資機材に対し、補助金を交付する。

資料

- 6 - 1 葉山町防災会議条例
- 6 - 2 葉山町防災会議委員名簿
- 6 - 3 葉山町災害対策本部条例
- 6 - 4 葉山町災害対策本部事務分掌
- 6 - 5 配備体制

第2編 風水害対策編

第1章 災害に強い町づくり

台風及び集中豪雨等により、本町は過去多くの被害を被っている。

本町は丘陵が多く、災害が発生しやすい現況にあるため、町が管理している河川は、防災、衛生、安全性を配慮し、親水性を高めた整備と市街地における雨水の排除等の下水道整備を併せて進める。

橋梁については耐震性を強化した整備を推進し、既に整備が進んでいる町道についても防災対策などの視点を取り入れ拡幅・改良に努め、地域特性にあった災害に強い町づくりを進める。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

1 計画的な土地利用の推進

町は、河川整備等を連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。

町は、街区に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り、街区内オープンスペースの確保を図る。

2 危険を回避した土地利用

町は、県の指導に基づき災害履歴や危険箇所などを地図化した自然災害回避情報を町民に提供し、より一層の周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進する。

3 市街地の整備

町は、既存市街地について、市街地再開発事業等、地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進する。

第2節 水害予防対策

1 安全性に配慮した行政指導の実施

町は、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制を事業者に指導を行う。

町は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者に指導を行う。

2 浸水想定区域における避難の確保

町は、浸水想定区域の指定があったとき又は浸水により相当な被害が生ずるおそれが予想されるときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

町は、浸水想定区域内に地下街その他不特定多数の者が利用する地下施設等がある場合は、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、水位情報等の伝達を行う。

町長は、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、「洪水災害ハザードマップ」を

作成し、速やかに公表・配布し、その周知及び普及を図る。

3 地下街等における浸水被害軽減対策

地下街等事業者は、洪水等による地下施設等への浸水経路、浸水形態の把握等に努めるとともに、水防の責任者や連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画の作成に努める。

地下街等事業者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土嚢などの水防資機材の備蓄や出入口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努める。

地下街等事業者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりえる事態を想定した従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図る。

4 地下街等における浸水の危険性の周知、啓発

県、町及び地下街等事業者は、日頃から浸水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について周知、啓発に努める。

町は、浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等がある場合には、浸水等による危険性について周知、啓発に努める。

5 下水道整備

都市生活に伴う汚水を処理することによって都市の健全な発達、公衆衛生の向上を図り、公共用水域の水質保全に寄与する下水道整備の充実を図る。また、水害発生時における早期排水及び被害防止のための強化を図る。

県、町は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等の転倒防止対策を推進する。

6 高潮災害対策

本町は、南北直線距離約4kmの海岸線を擁し、そのうち堀内と一色の一部の海岸線にかけての低地部は直接高潮の影響を受けやすい地形であり、必要な部分に防潮対策をし、高潮による災害を防止する。

第3節 崩壊危険地等の災害防止

本町は、地勢上山間部が多く、しかもこれらは急斜面で地質的にも弱い地域があり、崖崩れや土石流等による災害が懸念される。これらの地域については土地所有者、借地権者に対して、防護について積極的に指導助言し、今後の予防対策として、土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流における警戒、避難対策計画を策定し避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めるとともに、危険な箇所に住居する地域住民や観光旅館等の従業員に対し周知を徹底する。

1 危険箇所の点検及び土地管理者への指導

町は、急傾斜崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底する。

2 災害時要支援者関連施設利用者への土砂災害情報の提供

町は、高齢者、障害者等の災害時要支援者関連施設を土砂災害から守るため、「災害時要支援者支援マニュアル」を作成し、施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報、予報及び警報を提供し、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

3 住民等への周知

町は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を行うため、土砂災害ハザードマップを作成し、

速やかに公表・配布し、その周知・普及を図る。

資料

- 7 - 1 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 7 - 2 地すべり防止区域指定一覧表
- 7 - 3 土石流危険渓流箇所一覧表
- 7 - 3 - 2 葉山町土砂災害危険箇所調査結果
- 7 - 7 過去の自然災害による被害状況

第4節 ライフラインの安全対策

町は、上水道直結の耐震性非常用飲料水貯水槽を設置し、応急給水用飲料水を確保し、飲料水給水装置としてエンジン式及び手動式ポンプを整備する。また、海水を飲料水とする浄水装置として造水機の備蓄を進める。

電気、ガス、電気通信事業者に対して、防災性の向上に一層取り組むように要請するとともに、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化を要請する。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

風水害は、発災直前直後応急対策活動を適切に実施することが二次災害などによる被害の拡大を軽減・防止するため、国、県、町、その他の防災関係機関は災害発生の恐れがある場合、又は災害が発生した場合を想定した応急対策を構築し、各種訓練を実施する。

町は、県の支援のもと応急活動の事前準備について広域的処理の必要な緊急輸送路の確保、広域的支援体制の運用等の強化充実を図る。

1 防災活動拠点

災害応急活動の中核拠点として、各小中学校6ヶ所を指定し災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

2 防災活動拠点の機能

災害発生時に地域の災害情報の収集・伝達、救援、救護活動及び災害復旧等の災害応急活動を行う前線拠点として、地区拠点を設置する。その運営は町災害対策本部が行い主な機能は、次のとおりである。

- 情報の収集・伝達
- 救援物資の集積配分
- 応急給水活動の支援
- 応急救護所
- その他

3 広域防災活動拠点

広域防災活動拠点

県は、広域拠点のうち、横須賀三浦地区における救援物資の集積配分機能について、次表のとおり

り救援物資集積配分場所を指定し、各市町へ配分する。

町は、県の指定した救援物資集積配分場所へ引取りに行く。

種類	施設名称	所在地
物資	県立横須賀工業高等学校	横須賀市公郷町4-10
へり	横須賀新港	横須賀市新港町

広域応援活動拠点

町は、大規模災害発生時、広域応援部隊（自衛隊、消防、警察）が円滑に救助活動を進めるため、災害広域応援部隊活動拠点に葉山町福祉文化会館を指定し、迅速な対応を図る。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

1 災害情報の受伝達の一層の強化に向けた検討等

町は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法を定める。

町は、洪水等による浸水が想定される区域の水位情報等の伝達方法を定める。

2 被災者支援情報システムの構築等

県、町及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築する。

なお、支援情報は、高齢者、障害者や外国人等にも配慮した提供方法とするよう努める。

県及び町は、一般町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供について、パソコンネットワークシステム等各種通信手段の活用を図る。

資料

- 2 - 5 神奈川県防災行政無線系統図
- 2 - 6 町防災行政無線システム構成図
- 2 - 7 - 2 その他の無線システム
- 2 - 8 町防災行政無線整備状況一覧表
- 2 - 12 携帯電話・衛星携帯電話番号一覧

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

町は、県及び気象台から気象情報を受信した場合に速やかに初動体制がとれるよう防災担当部門が24時間体制・即時参集体制を確立する。

さらに神奈川県東部三浦半島に気象警報のいずれかが発表された場合は、事前配備体制、災害の発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合は町長を本部長とする災害対策本部を設置して応急活動体制をとる。

被害の実態や被災後の時間的経過に伴う対策に即応できる柔軟な組織とあらゆる場面を想定した災害対

策本部の運営訓練、職員参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努める。

町及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

救助・救急、消火活動は、町長の指揮のもとに消防本部が中核となり、消防団や自主防災組織等の協力と、被災の状況によっては消防・警察の広域応援や自衛隊・横須賀海上保安部の協力を得ながら実施する。

町では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の拡充に努める。

1 教育訓練の実施

消防職員、消防団員の能力の向上を図るため、県消防学校等の教育訓練への参加を進める。

自主防災組織等

ア 各種会合等において、出火・延焼拡大予防のため初期消火等の訓練指導を行う。

イ 自主防災組織、葉山女性防火防災クラブに防災資機材取扱訓練を行う。

2 消防力の充実

災害時における火災等広域的な消防活動に対するため、消防職員等緊急参集体制を整備する。高規格救急車などの消防用施設、設備の整備など県の支援を受けながら消防力の充実強化を図る。

災害時における消火栓の使用不能に備えて貯水槽、河川等水利体制を確立する。

災害時の必要に応じ、速やかな広域応援が受けられるよう関係機関との相互応援協定を進める。

広域的な火災防御及び町民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、火災警備計画等の事前計画を策定する。

第4節 警備・救助対策

1 陸上における対策

葉山警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、町民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなど、町民の社会生活の安定に努める。

また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図る。

2 海上における対策

横須賀海上保安部は、災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動流出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たるため、事前対策として次の措置をとる。

防災訓練

大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係機関と連携するなどして、より実践的な訓練を実施する。

海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関連資料等を収集、整理する。

第5節 避難対策

災害から町民を守るため避難場所の選定について、必要な事項を定めるとともに、町は、避難計画を策定し、避難場所の整備を行う。

1 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定する。

- ・ 避難準備又は避難の勧告・指示を行う基準
- ・ 避難準備又は、避難の勧告・指示の伝達方法
- ・ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ・ 避難地への経路及び誘導方法
- ・ 避難地等の整備に関する事項

ア 収容施設

イ 情報伝達施設

- ・ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

町は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

町は、洪水等による浸水が想定される区域の避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

2 避難場所の選定等

避難場所の選定基準

ア 避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね3.5平方メートル以上とする。

イ 避難場所は避難地区の町民を収容できるよう配置する。

ウ 避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険がないところとする。

避難地区分けの実施

ア 避難地区分けの境界線は、字単位を原則とするが、主要道路、河川などを横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることができる。

イ 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加も考慮し、避難地収容力に余裕を持たせる。

避難道路の確保

ア 避難道路の選定

避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。

避難道路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

3 避難場所の整備

避難地機能を向上させるため県の支援を受け、避難地として備えるべき貯水槽や応急給食設備等をあらかじめ整備し、また、避難所運営マニュアルを作成し、避難所機能を確立する。

4 避難場所及び避難指示等の周知

- ・ 避難場所の事前周知

災害時における避難の万全を期するため、町民の地域内の避難場所について周知徹底する。

- ・ 避難指示方法等の周知

ア 災害時の町民に対する避難指示方法について、あらかじめ周知徹底する。

イ 浸水想定区域の指定があったとき及び洪水等により災害が想定される区域の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を町民に周知する。

5 広域避難対策

大規模災害時、単独では避難地等の確保が困難となった場合や、二次災害発生の危険がある場合に、町域を越えた広域的な避難ができるよう体制の整備を図る。

6 避難訓練

町は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図る。

7 帰宅困難者対策

災害時における帰宅困難者のため、ターミナル駅等の所在市町村、鉄道事業者等、警察と協力して滞留者の誘導を行う。

8 応急仮設住宅

町は、県と応急仮設住宅を迅速に設置するため、県と役割分担と協力関係を明確にしておく。

また、県の応急仮設住宅の入居基準、運営等についてのマニュアル策定指針をもとにマニュアルを作成する。

資料

3 - 1 一時避難場所一覧表

3 - 2 長期滞在避難場所一覧表

第6節 高齢者・障害者等に対する対策

町は、災害発生時に在宅高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人口透析患者、児童・乳幼児等の避難誘導、救助を最優先に行い、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努め、安定した生活が送れるよう配慮する。

1 所在情報の把握

町は、事前に民生委員、自治会等を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を「名簿」、「マップ」方式等により把握し、災害時に迅速に避難できるように努める。

2 避難誘導、搬送等

町及び施設の管理者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

3 避難対策

県及び町は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努める。

町は、あらかじめ避難所の指定に当たっては、高齢者等が必要な生活支援が受けられるなど安心

した生活ができる体制を整備した避難所(福祉避難所)の指定に努める。

また、町は必要に応じて協定の促進に努める。

県及び町は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。

4 社会福祉施設対策

防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者は、ねたきり老人や心身障害者（児）等いわゆる「災害時要援護者」であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。

また、電気、水道等の供給停止にそなえて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧飲料水、医療品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分考慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連携体制を整える。

防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自己避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備する。

5 在宅者対策

緊急通報システム等の整備

町は、一人暮らし老人、ねたきり老人等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全を高めるために、消火器、火災警報器等の設置を促進する。

防災知識の普及・啓発

災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼び掛け、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

6 病院入院患者等対策

病院・診療所等施設管理者に対し、入院中のねたきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護婦詰所に隣接した病室やできるかぎり低層階の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう要請する。

7 外国人に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要援護者」として位置付け災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境作りに努めるとともに防災対策の周知を図る。

多言語による広報の充実

外国人を含めた防災訓練・防災教育

外国人の雇用又は接触の機会が多い企業、事業所等に対する防災訓練等の指導、支援

防災対策をさらに促進するために、マニュアルを作成するなど、システム整備に努める。

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資の供給対策

町は、災害発生時における町民等の生活確保のため、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保と、避難所として指定した場所にあらかじめ防災倉庫を設置して避難場所用資機材、生活関連物資等及び高齢者、障害者等季節性に配慮した備蓄品目を検討し備蓄を進める。

また、町民一人ひとりに、災害が起きた時のために3日分の飲料水、食糧と非常持出品（懐中電燈、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるように奨励する。

1 飲料水の確保

防災用井戸の飲用の適否を検査、県の支援を受けて飲料水兼用貯水槽の整備、小中学校鋼板プールに浄水装置の配置及び海水から飲料水を造る災害用造水機の整備を実施するとともに、神奈川県企業庁水道電気局桜山低区配水池及び一色配水池の飲料水確保を要請する。

2 食糧等確保

災害時の被災者用食糧の備蓄は、サバイバルフーズ、アルファ米、粉ミルク等を応急食糧として備蓄する。

また、生活関連物資として、仮設簡易トイレ、防水シート、毛布、炊き出しに必要な移動式炊飯器、防災かまど、鍋、紙おむつ等を備蓄する。

さらに、地元販売業者等と生活物資の流通在庫を利用した調達の協定締結を進める。

資料

- 4 - 1 災害用ろ水機、浄水機（単独）配置一覧表
- 4 - 2 非常用飲料水貯水槽
- 5 - 1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- 5 - 2 防災資機材備蓄一覧表
- 5 - 3 防災倉庫別資機材備蓄一覧表
- 7 - 8 町立学校一覧表

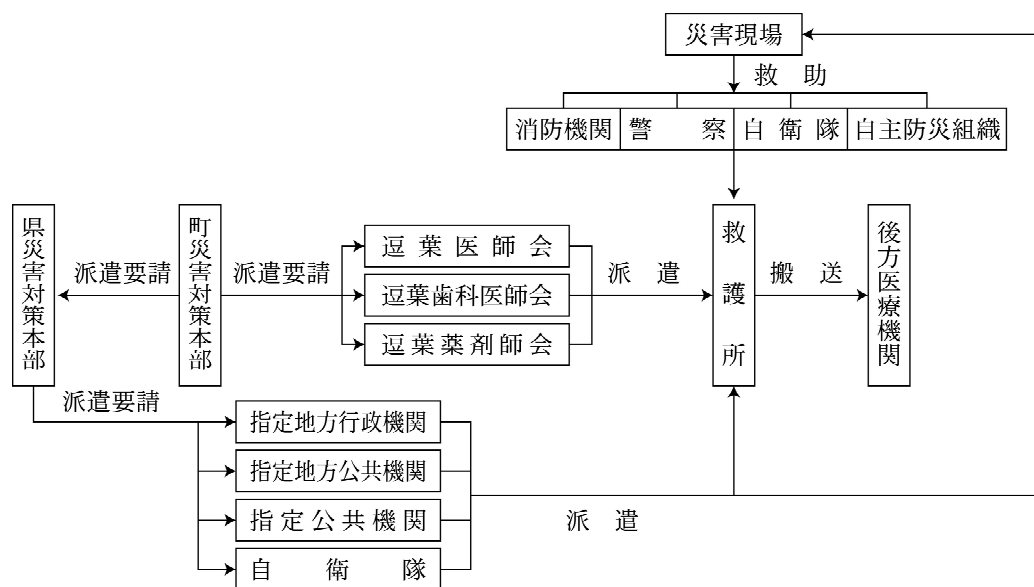
第8節 医療・救護・防疫対策

町は、医療・救護活動を迅速に実施し、生命・身体の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため必要な医療・救護・防疫体制の整備充実を図る。

1 医療・救護活動体制の整備

医療・救護活動体制の確立

町は、災害による医療救援活動体制を次の体系図のとおりとし、関係機関と調整をして、その確立を図る。



ア 葉山町

町は災害時における医療・救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療・救護体制の確立を図る。

救護所の指定及び整備と住民への周知

救護班の編成体制の整備

救護班の活動場所（救護所）の指定

救護班の輸送方法

負傷者等の搬送方法

地域救護病院、医療の指定及び整備

イ 逗葉医師会

医師会は、災害において迅速な医療・救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備を図る。

医療品確保体制の確立

町は、備蓄調達計画に基づき救護活動に必要な医療品及び医療資機材を調達する。

血液の確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

2 防疫予防対策

防疫体制の強化

町及び県は、連携して日常から感染症の発生予防及び蔓延防止のため、感染症予防法に基づき、患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒等の予防措置を図る。

防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画に基づき防疫用薬剤等を調達する。

感染症患者入院体制の確立

町は、災害発生時による感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されることから、患者又は保有者の搬送・連絡体制の確立を図る。

災害時における遺体の処理を進めるため、町は県の協力を得て、神奈川県広域火葬計画に基づき災害時における遺体の処理を進めるため、柩の調達、遺体の搬送、安置、火葬、埋葬等手配を行う。

資料

- 1 - 4 逗葉医師会
- 3 - 4 神奈川県医師会救援隊逗葉支部編成表
- 3 - 5 薬局一覧表
- 3 - 6 第2種感染症患者指定医療機関
- 3 - 7 消毒機材等一覧表
- 3 - 10 遺体収容施設

第9節 文教対策

災害時、学校等においては、園児・児童・生徒の生命、身体确保安全確保に万全を期すとともに緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、校長等は、園児・児童・生徒等の保護について十分留意し、避難誘導対策計画を定め、災害時等への対応を図る。また、台風や大雨等が気象庁の予報等で児童・生徒の登下校に影響があると予測される場合には、休校又は授業の打ち切り等により児童・生徒の安全確保を図り、災害発生時には校長等は対策本部を設置し、情報の把握、児童・生徒等の帰宅・保護に關して的確な対策を行う。

園児・児童・生徒の生命、身体确保安全確保を最優先とする。

町は、避難場所として指定している学校の円滑な運営と学校教育活動の早期再開を図る観点から、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を早期に図る。

町は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の備蓄を図る。

町は、災害時における学校教育の実施に万全を期するため、教育施設、教員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図る。

町は、学校において、各教科等を通して災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を児童・生徒に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図る。

町立学校は、家庭、地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。

町立学校は、町と協力して児童・生徒等通学路の安全点検を早期に実施する。

町立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難、誘導、保護計画を定める。

第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保体制

町は、災害応急活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を実施する。

また、被災した場合を想定し、応急復旧のため災害時における葉山町建設業協会との協力体制の充実強化を図る。

1 緊急輸送路の指定

町内において、県が指定した緊急輸送路から各避難地、防災活動拠点等へ通ずる路線について緊急輸送路は次のとおりである。

緊急輸送路

県は広域拠点、市町村災害対策本部等、物資受入れ港及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送路に指定する。

ア 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する道路で、緊急輸送の骨格をなす路線。

路線名	区間
国道16号(横浜横須賀道路)	全線
逗葉新道	全線
国道134号	全線
県道207号	森戸海岸線 全線
葉山町道200号線	県道207号(森戸海岸線)交点～葉山港臨港道路交点
葉山港臨港道路	全線
県道311号線	全線

イ 第2次路線

第1次緊急輸送路線を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。

路線名	区間
県道27号	横須賀葉山線全線
県道217号	逗子葉山横須賀線(1期)逗葉新道交点～県道27号(横須賀葉山線)交点
県道311号	鎌倉葉山線全線
葉山町道牛ヶ谷戸根山線	葉山町役場～葉山町道311号交点
葉山町道311号線	葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号交点

物資受入れ港

県は、海路からの物資受入れ港として港湾を次のとおり指定している。

港 湾 名	種 別	管 理 者
葉 山 港	地 方 港 湾 葉 山 港	神 奈 川 県

ヘリコプター臨時離着陸場

ア 県は、空路からの緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を次のとおり指定している。

所 在 地	名 称	面 積 (㎡)
三浦郡葉山町一色2040	小 磯 の 鼻 台 地	900
三浦郡葉山町堀内	葉 山 港	2,800

イ 町は、空路からの緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を次のとおり指定している。

所 在 地	名 称	面 積 (㎡)
三浦郡葉山町上山口158	葉山町立上山口小学校校庭	8,623
三浦郡葉山町一色1060	葉山町立一色小学校校庭	7,158
三浦郡葉山町堀内2050 - 1	葉山町立葉山小学校校庭	7,687
三浦郡葉山町堀内2247 - 2	葉山町立葉山中学校校庭	13,542
三浦郡葉山町長柄130	葉山町立長柄小学校校庭	6,158
三浦郡葉山町長柄1835	葉山町立南郷中学校校庭	10,922
三浦郡葉山町長柄1888 - 1	南郷上ノ山公園多目的グラウンド 野球場	10,211.85 9,738.52
三浦郡葉山町上山口2108	葉山国際カンツリークラブ パブリックコース 3ホール	2,800

ウ 空路からの緊急輸送を円滑に行うためヘリコプター臨時離着陸場のうち、小中学校については当該学校名を校舍屋上に次のとおり略称で標示する。

葉山町立上山口小学校	上山口小
葉山町立一色小学校	一色小
葉山町立葉山小学校	葉山小
葉山町立葉山中学校	葉山中
葉山町立長柄小学校	長柄小
葉山町立南郷中学校	南郷中

2 緊急交通路の指定

葉山警察署は、救出救助等災害対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、県道等を緊急交通路として選定し、被災状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急通行車両の円滑な通行の確保に努める。

このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることとなる。

なお、町内において県警察が指定した緊急交通路指定想定路線は次のとおりである。

路線名	区間
国道 134 号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
逗葉新道	逗葉新道入口交差点から長柄交差点までの間
県道 311 号線	全線

第11節 ライフラインの応急復旧対策

町は、災害が発生した場合に、町民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復させるため、各施設の安全強化対策と併せて災害時の応急復旧体制の整備を進める。

1 下水道

災害が発生した場合は、下水道施設を速やかに復旧するため、あらかじめ定められた災害対策計画に基づき、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施し、排水機能の障害及び二次災害の恐れがある場合について復旧作業を速やかに行う。

応急復旧活動を迅速に行うため、発電機、空気圧縮機、水中ポンプなどの資機材の備蓄を行うとともに被災状況に応じた応急復旧用資機材の確保に努める。

応急復旧活動を迅速に行うため、災害の状況により関係機関に協力要請する。

応急復旧活動は排水、処理能力を維持するために総力をあげて復旧するとともに管渠・マンホールは崩壊等危険性の高い箇所を優先的に修理補強する。

施設の被害状況及び復旧見込みについて積極的に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

2 上水道

ア 神奈川県企業庁水道電気局は、台風等により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進め、また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努める。

また、県内水道事業者（市町）間や近隣都県などとの相互応援協定の締結の拡大、既に締結している協定も新たに見直すとともに実践的な対応が可能となるよう応援受け入れや復旧活動のマニュアルを作成する。

イ 町は、大規模災害発生時、水道事業者等の広域応援部隊が応急復旧活動を円滑に行えるように葉山町立図書館を広域応援活動拠点に指定し、迅速な対応を図る。

3 電気

東京電力株式会社は、他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めている。復旧過程での二次災害の発生を防止するため、他ライフライン被災地域の町民に復旧状況や、安全確認についての広報を徹底するとともに、ガス事業者等や町災害対策本部等と相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

4 ガス

東京ガス株式会社は、応急復旧体制の確保、移動式ガス発生設備等臨時供給の整備、資機材の備蓄、日本ガス協会との連携による他のガス会社への応援体制の確保などの対策を進める。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進める。

復旧過程での二次災害の発生を防止するため、事業者において被災地域の町民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、電気事業者等や町災害対策本部と相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

さらに、液化石油ガスについても（社）神奈川県エルピーガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進める。

5 電話・通信

東日本電信電話株式会社は、停電時に備えて非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、非常用可搬型デジタル交換機、移動電源車、衛星通信車載車、可搬型無線車及び携帯用ポータブル衛星装置等を配備、電話・通信への輻輳時における優先通信の確保と一般電話利用制限の設定など応急活動のための対策を進める。避難所及び防災関係機関等との通信の確保を図るため、特設公衆電話を設置するとともに、災害復旧体制を確立し、回線を早期に復旧するよう対策を進める。また、災害時には、東日本電信電話（株）では災害用伝言ダイヤル「171」を、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモではiモード災害用伝言版の運用を開始し、その旨報道機関を通じ広報を実施する。

第12節 広域応援体制等の拡充

町は、発災時における人的、物的資源の確保のために、日頃から自衛隊との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結と訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定、緊急通行（輸送）

車両、医療品、食糧、生活必需品物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施し、自衛隊、警察及び消防機関の応援部隊広域活動拠点として、葉山町福祉文化会館を確保するなど、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努め、救援・応援機関の拡大と供給品目の充実を図り、救援機関が必要な機材、器具等の準備を行う。

さらに、相互応援協定自治体を拡大し、その活動を確保するため特殊施設、器具の整備を進めるとともに、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう連絡体制の充実と、具体的要請内容を想定した訓練を行い、ボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう県、関係機関及び団体との連携のもと受入体制等の整備に努める。

資料

- 6 - 7 神奈川県下消防相互応援協定書
- 6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要領
- 6 - 9 災害時における横須賀三浦地域市町村相互応援に関する協定

第13節 町民の自主防災活動の拡充

町内には消防団が1本団6分団が組織され、町内（自治）会を中心とした自主防災組織が29組織、また、全町内（自治）会から推薦された女性で組織する女性防火防災クラブが1組織70名あり、消防機関に協力して各種防災活動を展開している。

1 自主防災活動の整備・拡充

町は、町民の一人ひとりが「自らの身は自らで守る。皆の町は皆で守る。」ことが大切であるため、こうした自主防災思想の普及、自主防災活動のための環境整備の向上に努める。

3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、懐中電燈、ラジオ等）の準備、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防・安全対策、災害時行動について県や防災関係団体と協力してその周知徹底を図る。

災害時ボランティア活動ができるよう平常時における登録、研修、災害時における活動の受入れ窓口、その活動の調査方法等の体制整備を図り、葉山町社会福祉協議会等との連携について具体化を進める。

消防団施設・設備を充実させ、青年、女性、地域の企業従事者などの参加を促進し、その機能強化に努める。

2 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動の推進を図るため、町内（自治）会等を単位とした自主的な防災組織の結成、組織員の研修に努め、必要な資機材の整備を行う。

3 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておくとする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民

が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織も自主防災組織に位置付ける。

自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

4 自主防災組織の活動基準

平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

大規模災害を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時町民の役割が明確になるように努め、併せて防災資機材の利用方法の習熟に努める。

情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施する。

消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(I) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法を習得する。

災害時の活動

ア 情報の収集伝達

町及び他の公的機関からの情報を地域内住民に的確に伝達し町民の不安感を取り除くとともに、地域内に発生した被害の状況を町等に報告し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておく。

連絡をとる防災関係機関

防災関係機関との連絡手段

地域住民に連絡するルートと責任者

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末を呼び掛け、火災が発生した場合は相互に協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊で負傷者が発生した時は、速やかに警察及び消防本部へ連絡し、到着までの間には救出活動を実施する負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の手当を必要とする場合には、救護所へ搬送する。

エ 避難の実施

避難の指示が発令されたときは、住民に対し周知徹底を図り、迅速に避難場所へ誘導する。

避難の実施に際しては、次のことに留意する。

誘導責任者は、火災、落下物、危険物、崖崩れ等がないか確認しながら誘導する。避難路はあらかじめ検討しておいた避難路によるが、状況に応じて適切に判断し、より安全なルートを選択する。

携帯品は、必要最小限度の物とするよう指導する。

高齢者、幼児、病人、障害者等避難が困難な者に対しては、他の住民の協力を要請し、円滑に実施されるよう配慮する。

オ 給食、物資の配布

避難所において又は援助を必要とする者があるときにおいて、必要品目、必要数の把握、自主調達、住民への配布を行い、町の実施する援助に協力する。

第14節 防災知識の普及

町は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報誌、各種報道媒体の活用、研修会等の開催や防災訓練を通して町民に対する防災知識の普及を図る。

1 職員に対する教育及び啓発活動

職員用防災ハンドブックを作成し、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、防災研修、防災講演会等により防災教育を行う。

職員に対して、災害時に感染症患者が発生した場合の対応について様々な被災場面を想定した研修を実施する。

水防、土砂災害防止、道路災害防止に関する総合的な知識の普及のため、防災週間（8月30日～9月5日）、水防月間（5月1日～5月31日）、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）、道路防災週間（8月25日～8月31日）等を通じ、町、県、及び防災関係機関が協力して各種講演会等を開催する。

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）において、防災関係機関が協力して講演会、講習会、訓練等の行事を実施する。

2 町民等に対する防災知識の普及

県及び防災関係機関と協力して、町民自らが実施する防災対策として3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、懐中電燈、ラジオ等）の準備、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防・安全対策、災害時行動についての周知徹底。

町の地勢及び自然条件等によって町民の正しい理解を得るための普及啓発。

町民の防災知識の高揚を図るため、自然災害回避（アポイド）情報の充実と周知、防災情報の充実、食糧・飲料水等の備蓄品、非常持出品、消火器の普及、町広報誌等における防災学習の機会の確保、高齢者、障害者、乳幼児、外国人などへの支援の重要性についての啓発など、防災関連情報を各種広報誌及び研修会を通じて提供する防災知識の普及啓発。

地域住民の適切な避難及び防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発。

3 児童・生徒等に対する防災知識の普及

学校において、各教科等を通して災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を児童・生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成、教職員に対する研修会を開催し、防災教育の充実を図る。

4 防災上重要な施設の教育

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員、入所者に対して、風水害等災害に関する基礎的知識及び災害時対応について、理解や感心を深めるため防災教育を進める。

第15節 防災訓練の実施

町は、地域防災計画の習熟並びに防災関係機関との連携強化、さらには、町民の防災意識の高揚等を図るため、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

町は、毎年防災週間（8月30日～9月5日）に町民、県、葉山警察署、自衛隊、防災関係機関と協調して、通信、動員、災害対策本部運営、消防、災害警備、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施するとともに、自主防災組織、葉山警察及び防災関係機関等と連携した地域密着型の防災訓練を実施する。

2 通信訓練

町は、県及び防災関係機関と協調して、気象予・警報等災害情報の受伝達、災害発生時の被害情報把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に伝えるよう定期的に通信訓練を実施する。

3 災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努め、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した訓練を実施する。

4 消防、水防訓練

町は、消防活動が円滑に行えるよう消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施する。また、水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団員等の動員、水防工法等の水防訓練を実施する。

5 その他の訓練

町は、大規模災害を想定した広域的防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した広域防災訓練、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等に配慮した防災訓練、避難訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時、町民の役割が明確になるよう努め、併せて防災資機材の利用方法の習熟に努める。

町は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施する。

第3章 災害時の応急活動計画

風水害については、気象、水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには気象庁からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動など、災害発生直前の対策が重要である。

また、災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。町では、様々な種類の通信手段を活用し、被害の規模や程度を推定して、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。

応急対策活動の実施にあたっては、災害の拡大や再発の防止と二次災害の防止を図るとともに生命、身体の安全を守ることを最優先に救助、消火及び医療救護活動を進める。

さらに、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための交通確保対策を県と協力して進める。

被災後の時間経過に沿ったライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供、災害相談の実施等、時間的経過に沿った対策を進める。

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象、水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。その際、高齢者、障害者等に配慮するとともに、町民にとってわかりやすい情報伝達に努める。

1 警戒及び注意の喚起

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて警報又は注意報を発表し、住民や防災関係の警戒や注意を喚起する。町は、24時間体制の消防本部に、県安全防災局から直ちに防災行政無線を通じて伝達される。

警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行う。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称する。

また、地面現象及び洪水に関する警報事項は気象警報を含めて行う。

さらに、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、大雨警報を切り替えて、「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」等の表現を用いて土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報、及び高潮注意報とする。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、

地面現象及び浸水に関する注意事項は、気象注意報に含めて行う。

ア 注意報、警報の地域細分

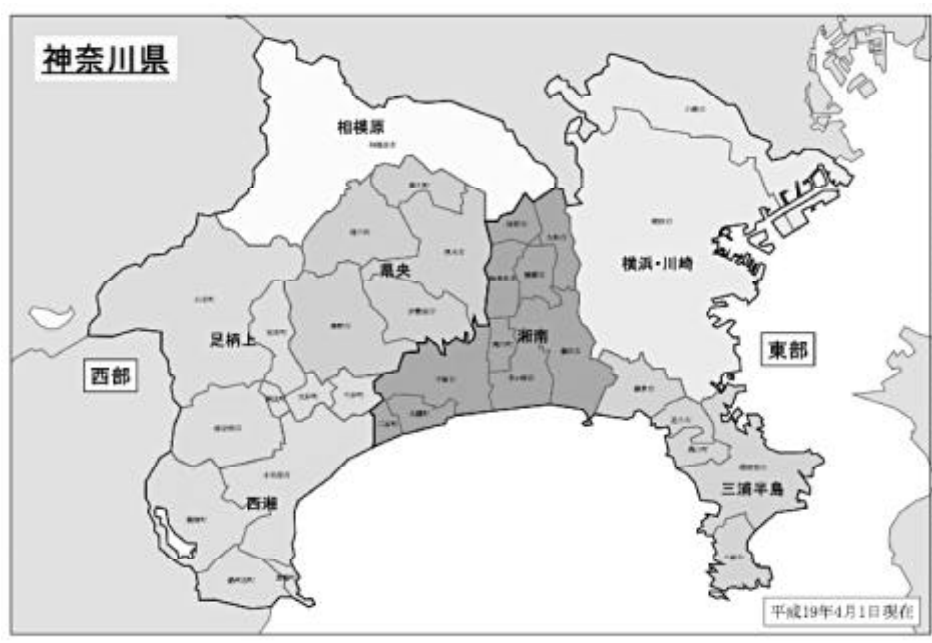
一般の利用のための注意報及び警報は、一次細分区域として「東部」及び「西部」、さらに二次細分区域として「東部」及び「西部」をそれぞれ細分して発表する。

注意報、警報の細分区域の発表は、県全域、一次細分区域、二次細分区域及び一次細分と二次細分区域が混在する形で発表される。

また、沿岸の海域の注意報及び警報として、神奈川県沿岸約37km以内の海域を対象として発表される。

一次細分区域	二次細分区域	細分区域に含まれる郡市町村
神奈川 東 部	横浜・川崎	横浜市・川崎市
	湘南	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市 高座郡(寒川町)・中郡(大磯町・二宮町)
	三浦半島	横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・三浦郡(葉山町)
	相模原	相模原市
神奈川 西 部	県央	秦野市・厚木市・伊勢原市・愛甲郡(愛川町・清川村)
	足柄上	南足柄市・足柄上郡(中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)
	西湘	小田原市・足柄下郡(箱根町・真鶴町・湯河原町)

沿岸の海域 神奈川県沿岸約37km以内の海域



イ 気象情報

横浜気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が襲来したとき、または襲来が予想されるときは、必要に応じて一般や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめて、気象情報として発表する。

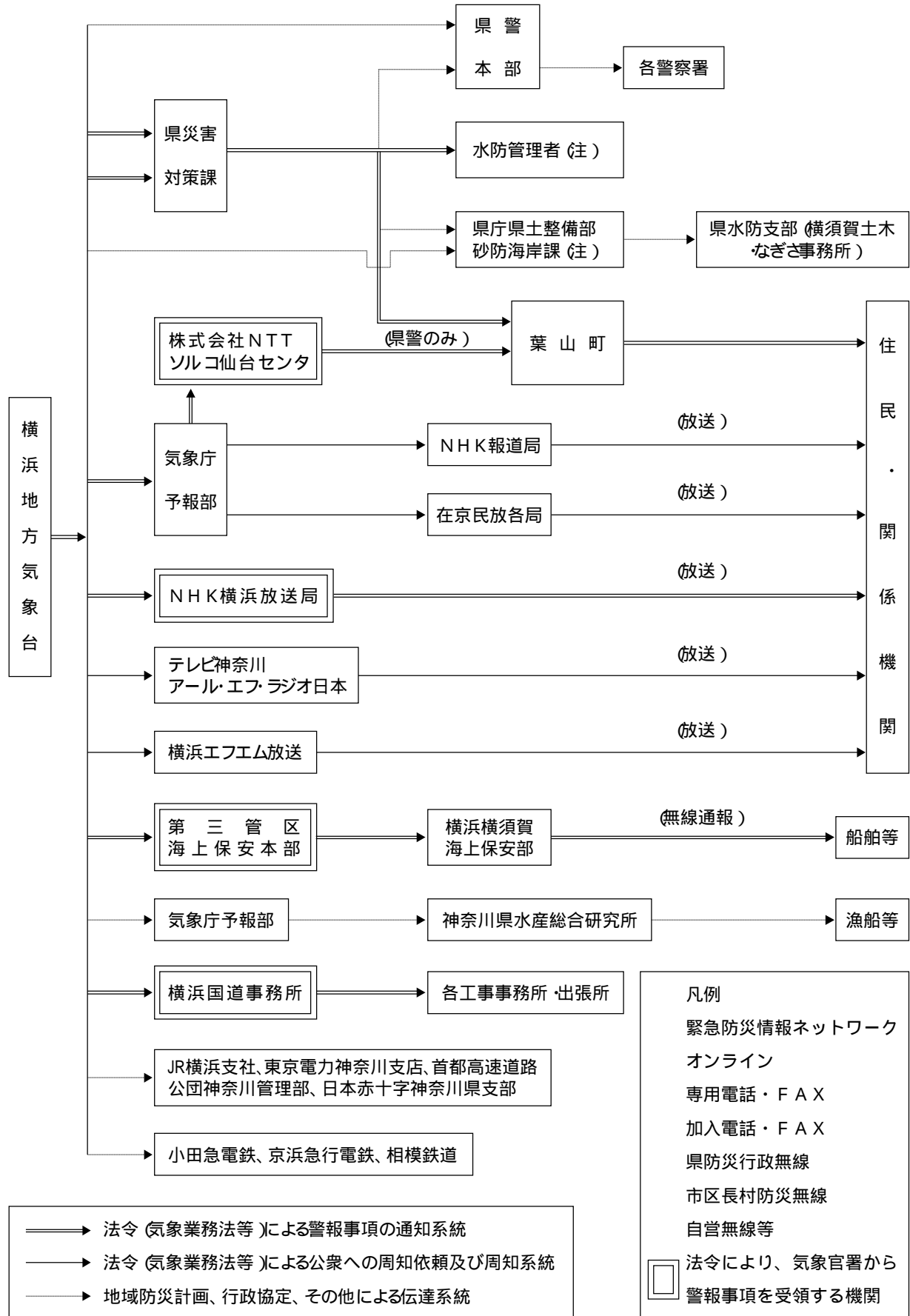
また、県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合(運用基準は、1時間当たりの雨量が東部で90mm、西部で100mmを超えた場合)には、「記録的短時間大雨情報」を発表して一般や防災関係者に警戒を呼びかける。

発表した情報は、横浜地方気象台から警報・注意報に準じて関係機関に通報される。

資料

2 - 4 気象注意報・警報の受伝達

気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統



(注) 神奈川県水防計画 参照

ウ 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、次の基準により緊急防災情報ネットワーク又は防災行政無線 F A X により神奈川県防災局に通報する。

- a 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- b 毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき（降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある）。

火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発する。

エ その他の通報

鉄道気象通報

横浜地方気象台は鉄道事業施設の気象災害の防止に資するため、鉄道気象連絡会神奈川地方部会に対して県内に発表した警報、注意報及び気象情報を通報する。神奈川地方部会側の通報受領部局は東日本旅客鉄道株式会社東京支社とし、情報伝達にはF ネットを用いる。

漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産総合研究所海洋情報部に対して関係する気象・海象に関する予報、注意報、警報及び気象情報を通報する。

情報伝達は、主として気象庁本庁からテレックスにより行う。

町長は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、急傾斜地崩壊危険箇所等について、関係住民に対し周知徹底を図り、降雨時に混乱なく避難できるよう努める。

町長は、風水害の発生のおそれがある場合は、河川管理者等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

2 避難のための立ち退き

町長は、危険地域の居住者に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため、特に必要と認めるときは、避難のための立ち退きの指示、又は勧告を行う。

町長は、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの指示、又は勧告を行う。

水防管理者である町長は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、信号若しくはその他の方法により立ち退き又は準備を指示する。

また、その旨を遅滞なく葉山警察署長に通知する。

水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともに、これに伴う必要な措置を講じるものとする。その主な内容は、次の事項を具備するものとする。

ア 避難場所及びその責任者並びに収容人員

イ 避難の経路及び誘導方法

ウ 避難場所への経路標識及び照明設備

エ 給水、給食、休養等の設備

3 避難所の開設

町長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周

知する。

4 災害未然防止活動

水防管理者、消防団長及び消防長は、随時区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められている箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者又は消防長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速に収集・連絡し、災害対策本部等の設置に向けて所要の体制に入り、災害対策本部等設置後は被害状況等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

1 警報の発表等に伴う事前配備体制

神奈川県東部に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報のいずれかが横浜地方気象台から発表された場合、その他により必要がある場合には、町では防災担当係で事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

職員の動員配備体制

配備基準及び配備人員

区分	体制	配備基準	配備内容	配備人員
災害対策本部が設置されていないとき	事前	1 大雨、洪水等の注意報、警報が発表され、又は風雨の状況により災害の発生が予想されるとき	ア 常に管内及びその周辺の気象情報等の収集並びに職員相互に連絡を図る状態を確保するとともに、原則的に災害対策に速やかに対応できる事前体制	・消防、防災、道路、環境等の関係部課長が適宜判断した所属職員
	災害警戒本部設置	1 台風の進路・規模の予想、大雨・洪水・波浪等の警報並びにその他の風雨等の状況により災害に関する警戒の必要があるとき	ア 設置の決定は緊急招集会議により決定する。 (緊急招集会議の構成員) 副町長・教育長・総務部長・保健福祉部長・生活環境部長・都市経済部長・教育部長・消防長・議会事務局長・事務局 (総務課及び消防総務課)	・緊急招集会議の構成員 ・道路河川課長及び課長が指名した者3名以上 ・下水道課長及び課長が指名した者 ・環境課長及び課長が指名した者 ・総務課長及び課長が指名した者2名以上

災害対策本部が設置されたとき	一 号 配 備	1 台風の進路・規模の予想、大雨・洪水・波浪等の警報並びにその他の風雨等の状況により災害に関する警戒の必要があるとき 2 局地的な応急対策を必要と認めるとき	ア 災害対策が円滑に行える体制	<ul style="list-style-type: none"> ・町長、副町長、教育長 ・総務部長、保健福祉部長、生活環境部長、都市経済部長、教育部長、消防長、議会事務局長 ・総務課長、福祉課長、環境課長、道路河川課長、下水道課長 ・総務課長が指名する職員（課長及び選挙管理委員会事務局を含む）4名及び消防総務課 ・企画調整課長が指名する職員3名 ・財政課長が指名する職員2名 ・税務課長が指名する職員6名 ・管財課長が指名する職員3名 ・福祉課長が指名する職員5名 ・環境課長が指名する職員3名 ・町民サービス課長が指名する職員3名 ・都市計画課長が指名する職員2名 ・産業振興課長が指名する職員2名 ・下水道課長が指名する職員3名 ・道路河川課長が指名する職員4名及び業務員3名 ・会計課長が指名する職員2名 ・教育総務課長が指名する職員2名 ・学校教育課長が指名する職員2名 ・生涯学習課長が指名する職員3名
	二 号 配 備	1 町内各地に災害が発生し、広域的な応急対策を必要と認めるとき	ア 1号配備を強化し、災害対策が円滑に行える体制	<ul style="list-style-type: none"> ・町長、副町長、教育長 ・総務部長、保健福祉部長、生活環境部長、都市経済部長、教育部長、消防長、議会事務局長 ・課長級全員 ・総務課長が指名する職員（課長及び選挙管理委員会事務局を含む）4名及び消防総務課 ・1号配備において、課長から指名されている職員 ・前記を除く全課長が指名する課員半数以上の職員
	三 号 配 備	1 町内全域に災害が発生し、全域に応急対策を必要と認めるとき	ア 全職員を動員し、災害対策が円滑に行える体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

職員の配備体制

ア 事前配備要員は、事前配備基準に該当する災害が発生するおそれがある場合、直ちに事前配備体制につく。

イ 事前配備にかかわる指揮監督は、総務部長が行う。

ウ 災害対策本部長は、職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、直ちに各部長に通知する。

エ 各部長は、災害対策本部長が職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、あらかじめ定める配備編成計画に基づく配備体制をとる。

配備人員

配備人員は、各部長が定める配備編成計画において、配備体制別に定める。

緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを承知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

資料

- 6 - 3 葉山町災害対策本部条例
- 6 - 4 葉山町災害対策本部事務分掌
- 6 - 5 配備体制

2 災害発生直後の被害情報の収集

町は、災害発生直後において統括的被害情報、ライフライン被害の範囲等被害の規模を推定するための関連情報の収集を行う。

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する統括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに防災情報ネットワーク等によって県に報告する。

町及び防災関係機関は、有線及び無線通信が不通の場合は、通信可能地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告に努める。

災害により多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町はその状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

町は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

被害情報等の収集・報告

関係各部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災行政無線（移動系）搭載車両等を活用し、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により県警察及びその他の関係機関と連絡を取り、被害状況及び災害応急対策に係わる必要な情報の収集に当たるものとする。

ア 把握すべき事項

- 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 災害の発生状況、危険性
- その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

イ 被害調査の調査実施区分

被害調査は、すべての災害対策活動の根幹となるものであり、災害救助法の適用もこの被害状況が基本となるので、迅速かつ正確な被害調査を実施できるような体制が必要である。

調査の対象とそれぞれの調査実施部分の分担は次のとおりである。

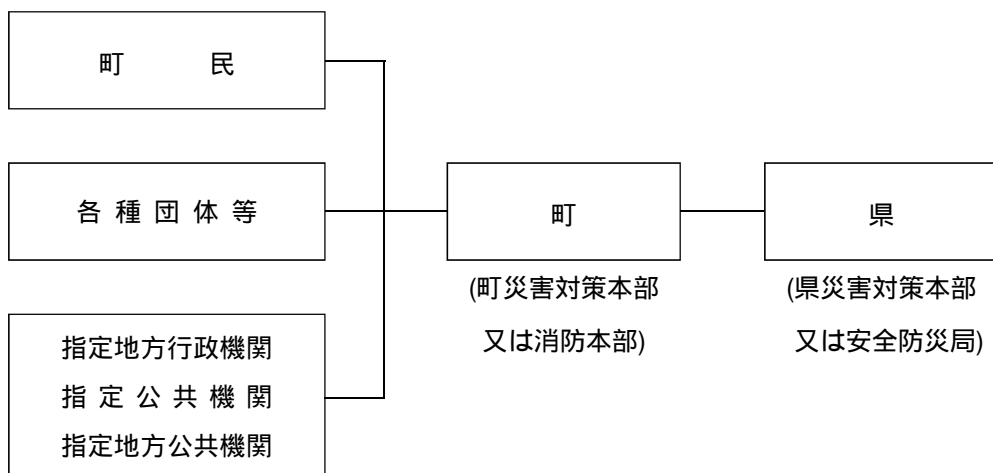
調査実施部	調査対象項目
総務部	1 災害情報の受理伝達及び整理
	2 住家、土地等
	3 ライフライン（電気・電話・上水道・ガス）
保健福祉部	1 保育園、福祉施設
	2 医療施設

調査実施部	調査対象項目
生活環境部	1 清掃施設 2 町内（自治）会館 3 町営住宅 4 下水道
都市経済部	1 公園、街路樹等 2 商工業、農林水産、観光及び港湾 3 道路、橋梁等 4 がけ地、急傾斜地等 5 河川
教育部	1 学校施設、社会施設 2 文化財
消防部	1 負傷者、死者等の人的被害 2 火災等による被害 3 危険物施設

ウ 被害状況及び災害情報等の報告

報告の系統

報告の系統は次のとおりとする。



被害調査及び報告

a 住家等被害

住家等の被害調査班は、住家、非住家の被害調査表様式第1号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

b 町有建物被害

町有建物被害調査班は、町有建物被害調査表様式第2号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

c その他の被害調査は、その他の被害状況調査表第3号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

d 人的被害

人的被害調査班は、人的被害状況調査表様式第4号に基づき調査をし、災害対策本部に報告する。

(ウ) 県への報告

県知事に対する報告は、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線等により行うものとする。有線及び無線通信等が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段をつくして報告をするよう努める。

a 災害発生報告

災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告する。また、被害状況が判明次第報告する。

b 確定報告

被害が最終的に確定したときは、確定の報告を行う。

c 避難状況・救護所開設状況報告

避難を勧告又は指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。

関係機関との協力

町、県、指定地方行政機関、地方公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互の被害状況等について情報の交換を行う。

資料

- 2 - 1 被害の分類認定基準
- 2 - 10 被害状況調査等様式（様式第1～第9）
- 2 - 11 被害報告様式（様式1～3）

3 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置

ア 町長は、風水害等災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、次の基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、葉山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を解散する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
1	台風の進路・規模の予想、大雨・洪水・波浪等の警報並びにその他の風雨等の状況により災害に関する警戒の必要があるとき
2	局地的な応急対策を必要と認めるとき
3	大規模な災害が発生し、広域的な応急対策を必要と認めるとき
4	町内全域に災害が発生し、全域に応急対策を必要と認めるとき
5	その他、町長が必要と認める場合。

イ 町長は、災害対策本部を設置、又は解散したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

県知事

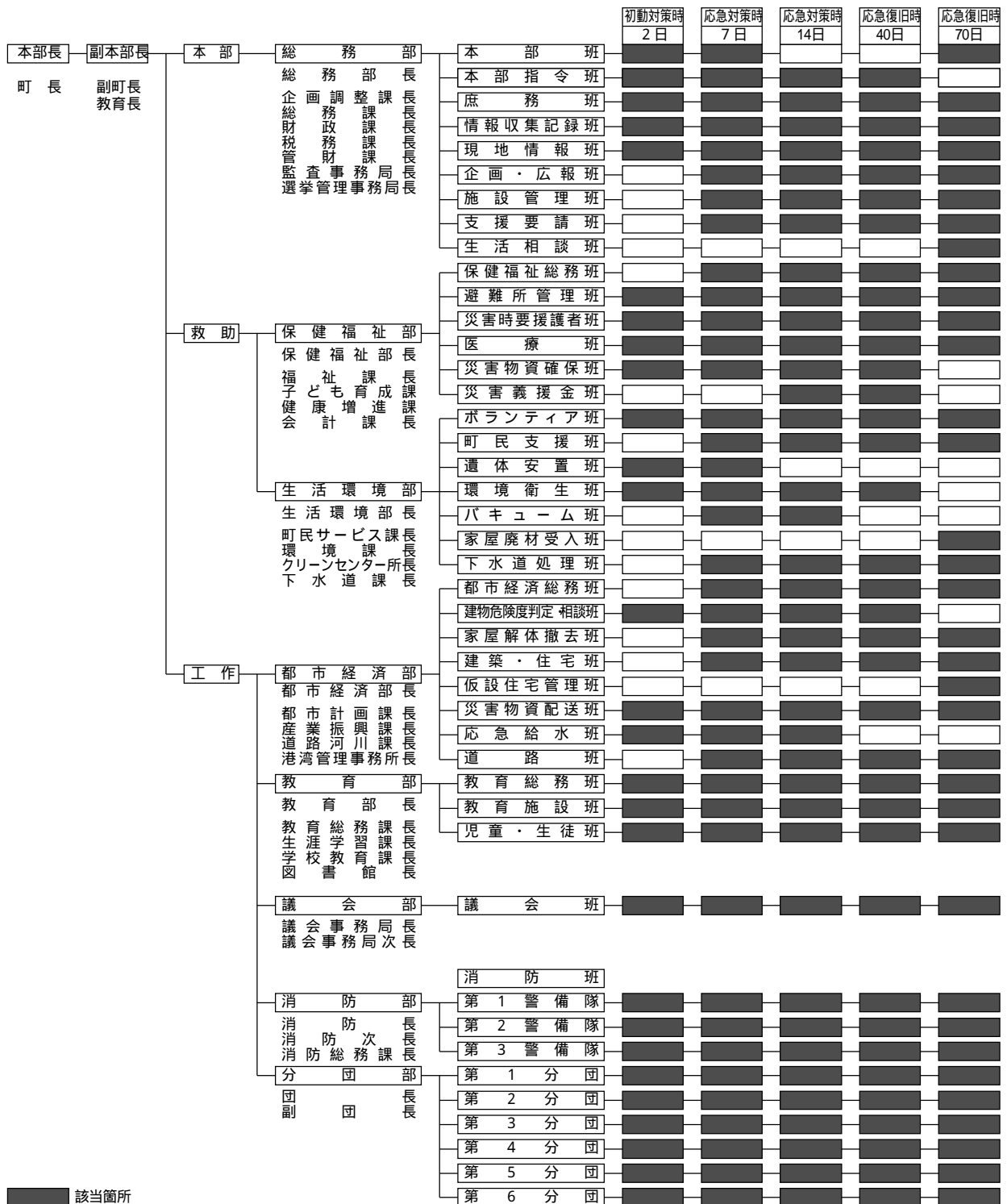
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者

隣接市長

ウ 災害対策本部長に事故がある場合には、副町長がその職務を代行する。さらに、副町長に事故がある場合には、教育長、総務部長が順次その職務を代行する。

エ 災害対策本部は特別な場合を除き、消防庁舎会議室に設置する。

オ 災害対策本部組織



■ 該当箇所

現地災害対策本部の設置

町は、地域における災害応急対策を円滑に支援するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に現地災害対策本部を設置する。

関係職員の参集・配備

災害対策本部の設置を決定した場合は、災害対策本部長は、直ちに各部長に通知し、各部長は配備編成計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合は、各部長はあらかじめ定められている連絡体制により職員を招集する。

各種被害情報の収集・分析、応急対策の方針決定

各種の被害情報等を県災害対策本部に防災情報ネットワークシステム、防災行政無線を通じて報告する。

指定行政機関又は指定地方行政機関職員の派遣要請

町長は、応急対策上必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席

災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席を求める。

防災関係機関の災害対策会議

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、必要と認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

災害広報の実施

災害時には、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

ア 災害広報の実施

広報活動は、町長が実施するものとする。ただし、災害の状況に応じて消防部及びその他防災関係機関においても実施する。

イ 実施機関と広報内容

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやミニFM放送局、自主防災組織との連携により、町民に対して次の事項等について広報活動を行う。

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、町民、利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、町及び報道機関に広報を要請する。

葉山町

a 災害の状況に関すること

b 避難に関すること

(a) 避難準備及び避難の指示、勧告

- (b) 収容施設
- c 応急対策活動の状況に関すること
 - (a) 救護所
 - (b) 交通、道路、電気、水道等の復旧
- d 住民生活に関すること
 - (a) 給水、給食に関すること
 - (b) 電気、ガス、水道等の二次災害の防止
 - (c) 防疫
 - (d) 臨時災害相談所の開設
 - (e) 安心情報
- e 出火防止、初期消火に関すること
 - 防災関係機関
 - a 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること。
 - b 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること。

ウ 広報の手段

町が実施する広報の手段は、町防災行政無線、広報車、湘南ビーチFMによることを原則とするが、必要に応じて職員による現場での指示、広告等を作成し現地で配布、提示することとする。

資料

- 2 - 1 被害の分類認定基準
- 2 - 10 被害状況調査等様式（様式第1～第9）
- 2 - 11 被害報告様式（様式1～3）
- 6 - 3 葉山町災害対策本部条例
- 6 - 4 葉山町災害対策本部事務分掌
- 6 - 5 配備体制

4 通信手段の確保

町は、災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するために、地上系無線、衛星電話と有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに障害が発生したときには、速やかに施設の復旧を行うために必要な要員の派遣を関係機関へ要請する。

災害時の通信連絡

ア 町、県及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、防災行政無線又は防災情報ネットワークシステムにより速やかに行う。

防災行政無線の運用

a 災害時の通信連絡

県は、気象予報、警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は県主要機関、町及び防災関係機関に整備した県防災行政無線を有効に活用して行う。

b 県防災行政無線の運用

県防災行政無線の運用は、「神奈川県防災行政無線運用管理規定」及び「神奈川県防災行政無線通信運用要領」により行うが、無線通信の種類と手段は次のとおりである。

(a) 無線通信の種類

- ・緊急通信 台風その他緊急の事態が発生し、又は発生のおそれがある時に行う緊急を要する通信
- ・一般通信 緊急通信以外の通信
- ・一斉通信 複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- ・個別通信 2無線局間で個別に行う通信

(b) 無線通信の手段

- ・無線通信は、音声又はファクシミリにより行う。
- ・無線ファクシミリ設置機関は、災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集その他正確かつ詳細な情報の受伝達を行うため無線ファクシミリを活用する。

防災情報ネットワークシステムの運用

a 防災情報の収集・伝達

防災情報ネットワークシステムは、町や県の各機関と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には町等が把握した被害情報を災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容までリアルタイムで県災害対策本部に提供するシステムである。

これらの情報は、コンピューター処理により必要な形に加工でき、これらの情報に基づき、災害応急対策を検討し、必要な措置を決定する。

b 防災情報ネットワークシステムの運用

防災情報ネットワークシステムの運用は、「神奈川県防災情報ネットワークシステム運営要綱」により行うが、利用できる情報は次のとおりとなっている。

- (a) 気象情報（警報、注意報、台風情報等）
- (b) 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川の情報）
- (c) 被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）
- (d) 災害状況資料（被害情報等を基に加工した災害状況資料）

イ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話(株)が指定した災害時優先電話を利用する。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼する。

東日本電信電話(株)の措置

a 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行う。輻輳対策、安否確認方法として、東日本電信電話(株)では災害用伝言ダイヤル「171」を、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモではiモード災害用伝言板の提供を開始する。提供条件等はテレビ・ラジオ等にて周知する。

通信の統制

災害発生時においては、加入電話が混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要

に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑・迅速に行われるよう努める。

各種通信施設の利用

ア 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

公衆電気通信施設使用不能の場合における措置

気象の予・警報又は予想される災害の事態及びこれらに対してとるべき措置等については、神奈川県において神奈川県警察本部並びに日本放送協会横浜放送局、株式会社アールエフラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社と締結してある協定及び町において逗子・葉山コミュニティ放送株式会社（湘南ビーチFM）と締結してある協定に基づいて、県及び放送局に依頼するものとする。

ア 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

イ 災害時における放送要請に関する協定

日本放送協会

アールエフラジオ日本（周波数 1422キロヘルツ）

テレビ神奈川

横浜エフエム放送（周波数 84.7メガヘルツ）

湘南ビーチFM逗子・葉山（周波数 78.9メガヘルツ）

通信施設の応急対策

ア 通信施設の防護

災害対策機関は、その所有又は管理に係る通信施設の防護並びに保守について十分留意するとともに、被害を受けた場合の応急対策を樹立しておくものとする。

イ 通信施設の協力体制の確保

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため相互の連絡を密にし、被害を受けた通信施設の通信業務について協力するよう努めるものとする。

既設無線局の活用

災害時の通信連絡の確保のため、既設無線局の活用を図る。

ア 町内通信系

葉山町防災行政無線

a 固定系

消防本部防災無線室又は役場総務課から、町内42ヶ所の受信所を操作して、地域住民に対する広報通信を構成

種 別		設 置 場 所
親 局	送 受 信 装 置	防災行政無線室
	統 制 卓	〃
	遠 隔 制 御 装 置	総務部総務課
子 局		町内42ヶ所

b 移動系

消防本部を基地局として、役場移動局、各小中学校、消防団等が通信系を構成
 消防無線（消防・救急用）
 消防本部を基地局として、各移動局との間及び移動局相互間の通信系を構成
 県防災行政通信網

設 置 場 所	番 号	設 置 場 所	番 号
消防本部消防総務課長	9 2 0 1	総務部総務課	9 3 0 6
消防本部消防室長	9 2 0 2	都市経済部産業振興課	9 3 0 7
消防本部第三会議室	9 2 0 3	都市経済部道路河川課	9 3 0 8
消防本部予防係	9 2 0 4		
消防本部防災行政無線室	9 2 0 5		
消防本部消防署長	9 2 0 6	F A X（消防本部通信指令室）	9 2 0 0
消防本部通信指令室	9 2 0 9	F A X（総務部総務課）	9 3 0 0

警察無線

無線中継所経由、葉山警察無線局とパトカー移動局及び移動局相互間の通信系を構成

イ 町外通信系

消防無線（県内波及び全国波）

県内及び県外消防相互間の通信系

県防災行政無線

県庁無線統制局及び各無線中継局経由、役場及び消防本部と県庁、県出先機関、県内市町村、横浜地方气象台及び自衛隊との通信系

警察無線

各無線中継所経由、葉山警察署及び所属車両と警察本部、県下警察署所属車両との間の通信系
 携帯電話・衛星携帯電話

神奈川県、他市町村、防災関係機関等との電話通信網
その他
町内のアマチュア無線局に、災害時には協力を要請する。

資料

- 2 - 5 神奈川県防災行政無線系統図
- 2 - 6 町防災行政無線施設システム構成図
- 2 - 7 町消防・消防団無線システム構成図
- 2 - 7 - 2 その他の無線システム
- 2 - 8 町防災行政無線整備状況一覧表
- 2 - 12 携帯電話・衛星携帯電話番号一覧表
- 6 - 6 葉山町防災行政用無線局管理運用規定

第3節 水防対策

1 水防団体（葉山町）の責任

水防管理団体は、町内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、消防団の整備、水防倉庫、資機材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川、海岸等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任がある。

2 水防管理団体の組織

水防管理団体は、区域内の水防が十分行われるよう組織を定めて事務を処理するとともに、消防団等の体制の確立に努める。

3 監視区域

常時監視

水防管理者（町長）は、随時区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して、必要な措置を求める。

非常時監視

水防管理者は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

河川、砂防、海岸、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、町民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被災状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握する。

1 橋梁被害対策活動

被災橋梁に係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期架橋を実施する。

2 浸水被害対策活動

河川や海岸等が被災し、流水や海水が浸水し大きな被害を与え、又はその恐れがある場合には、仮締切工事又は決壊防止等の緊急工事を実施する。

3 土砂災害対策活動

地盤の緩みにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

地すべりなどの二次災害の危険性の有無について迅速・的確に判断を行い、被害の拡大や社会不安の増大防止を図る。

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、町民の一人ひとりが「自らの町は、自らが守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努める。

また、町、県及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救護、消火及び医療救護活動を行う。

1 救助・救急、消火活動

町民、自主防災組織及び女性防火防災クラブの役割

ア 町民は、まず自身及び家族の身を守ることを最大限に努め、かつ、失火防止に努める。

イ 町民、自主防災組織及び女性防火防災クラブは、近隣において救出・救護活動を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する機関に協力する。

自衛消防隊の役割

事業所等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として事業所での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。

消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行う。

町により救助・救急、消火活動

ア 町は、事前に定めた災害時の火災警防計画により消防活動を実施する。

消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図る。

イ 町は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと救命情報システムを活用して、広域的な救急活動を実施する。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行う。

ウ 町は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定める。

エ 町は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行う。

さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。

オ 町は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。

2 医療救護活動

医療機関による医療救護活動

- ア 町は、町内医療機関及び逗葉医師会等の協力を得て医療救護活動を行う。
- イ 医療機関は、備蓄医療資機材、医療品等を活用し、地域における医療救護活動に努める。
- ウ 町は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行う。
- エ 町及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、救命情報システム等による情報連絡体制を活用して、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。
- オ 町は、患者の急増等に対応するため、災害時医療情報システムによる情報連絡体制を活用して、必要に応じ被災地域以外の医療機関等の協力を求める。
- カ 大規模災害にあつては、隣接都県の医療機関へ応援を求め、防災ヘリコプター等により迅速な搬送を行うよう県に要請する。
- キ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請する。

救護所の設置

- ア 町は、迅速な医療救護活動を実施するために救護所を設置し、自ら救護班を編成する。
- イ 町は、救護所を設置し救護活動を行うとともに、必要に応じて県に対し、救護班の派遣を要請する。

医療（助産）救護活動

- ア 町は、逗葉医師会等の協力を得て医療（助産）救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

また、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

救護班の業務内容

- a 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- b 薬剤、治療材料の支給
- c 処置、手術、その他の治療
- d 病院、診療所への収容
- e 看護

応急救護所

次の場所に応急救護所を設置する。

- a 町立上山口小学校
- b 町立葉山小学校
- c 町立長柄小学校
- d 葉山町保健センター

救護班

救護班は、次のとおりとする。

- ・医師 1 名、看護婦 2 名、その他の職員 2 名、計 5 名編成

- イ 医療（助産）救護班の救援要請

町において編成する医療救護班のみでは困難であると認めたときは、県及びその他関係機関に応援を要請する。

また、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めるときは、県に対し迅速的確な医療（助産）救護について要請を行う。

要請者 町長

要請先 知事（防災局）・その他関係機関

要請方法

次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

a 救援を必要とする人員（診療科目別）

b 必要な救護班数

c 派遣場所

d その他必要な事項

ウ 医療（助産）救護活動の原則

医療（助産）救護班による活動は、原則として救護所において行うものとするが医療（助産）救護班を派遣させる時間的余裕がないなどやむを得ない事情があるときは、町は医療機関等において実施できるものとする。

エ 重傷者等の搬送方法

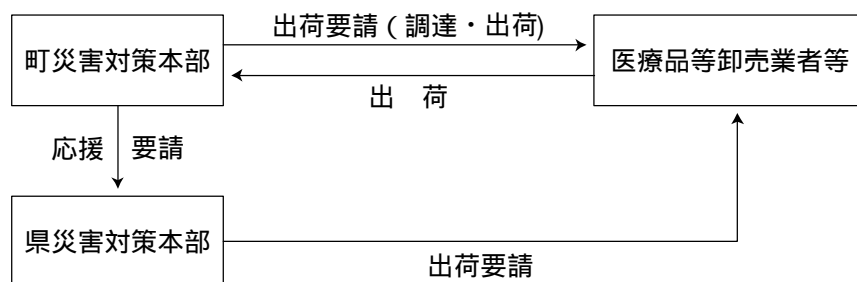
重傷者等の後方医療機関（救急指定病院）への搬送は、原則として消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び救護班で確保した車両により搬送する。

道路の破損等の場合、又は、遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(4) 医療品等の確保

救護活動に必要な医療品等については、備蓄医療品等の活用及び調達計画に基づき調達するが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

医療品等調達系統図



第6節 避難所の設置運営

町は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

町民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難勧告が出された場合には避難する。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難をする。

1 避難準備及び避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため、特に必要があると認められたときは、危険区域の居住者に対し、次に掲げる者が避難実施のため必要な避難準備及び勧告又は指示を行う。

町長の措置

町長は、町内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立退きの指示又は勧告を行う。この場合避難すべき場所を指示することができる。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

警察官又は海上保安官の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において町長が避難のため立退きを指示することができないと認められる場合又は町長から要求があったときは、警察官・海上保安官は立退きを指示することができる。

この場合、その旨を町長に速やかに通知するものとする。

自衛官の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官等がその場にい不在ときは、指揮官の命令により、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。

知事の措置

高潮、洪水、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた吏員、若しくは水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合は、葉山警察署長にその旨を通知する。

2 避難準備及び避難の勧告・指示の内容

町長は、避難準備及び避難の指示・勧告を実施する際、原則として次の内容を明示して行う。

避難を要する理由

避難勧告・指示対象地域

避難先とその場所

避難経路

注意事項

3 避難措置の周知等

関係機関への報告

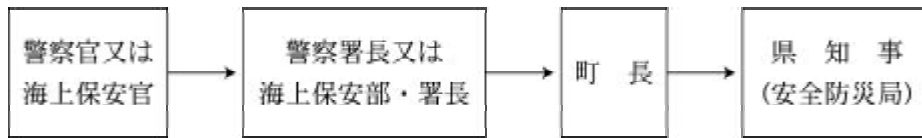
避難の勧告又は指示を行った者は、次により必要な事項を報告する。

ア 町長の措置

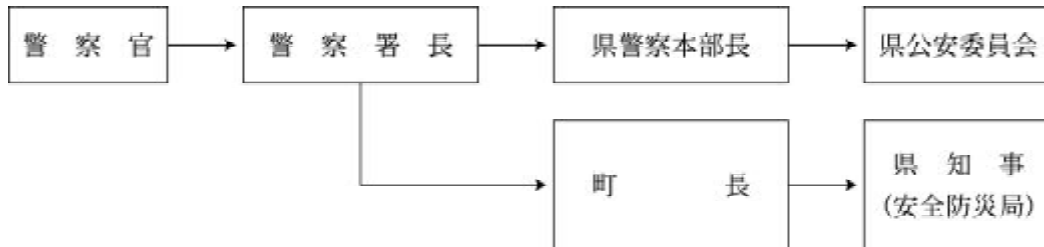


イ 警察官又は海上保安官の措置

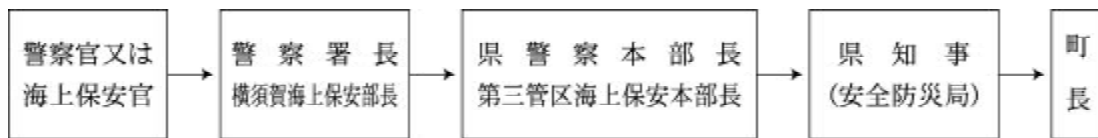
災害対策基本法に基づく措置



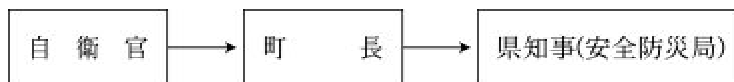
警察官職務執行法に基づく措置



職権に基づく措置



自衛官の措置



町民への周知等

町長は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線、広報車等を用いて町民への周知を実施する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

4 警戒区域の設定

町長は、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域を設定し、応急対策に従事する者の立入禁止、退去を命じることができる。

この場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

5 避難の準備

町民は避難にあたって、あらかじめ次の点について措置する。

ア 火気の安全を確認すること。

イ 盗難防止処置をすること。

ウ 家屋の補強を行うとともに、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させること。

エ 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携帯すること。

オ 非常食糧、飲料水、手ぬぐい、ちり紙、最小限の着替え、懐中電灯、ラジオ、救急薬品等を携帯すること。

カ 服装はできるだけ軽装とするが、素足は避け、帽子、ずきん等を着用するとともに、雨衣、防寒衣を携帯すること。

キ 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。

会社、工場等の事業所はそれぞれの消防計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気、ガス等保安措置を講ずること。

学校、大規模事業所、特殊建物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難する措置を講ずること。

病院、福祉施設等で、多数の病人、身動きの不自由な者を収容している施設の管理者は、特に連絡、誘導、搬出、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講ずること。

6 避難方法

災害の種別、特性等により、過去の被害の発生例、地形、気象条件等から判断し、災害が発生するおそれがある場合に、危険地域の町民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備又は開始を勧告する。

避難の方法は、次のとおりとする。

安全な地域にある親族宅、友人宅等への避難

(この場合は、町内(自治)会等の責任者に連絡すること。)

自主防災組織、町内(自治)会において、あらかじめ選定した場所(一時避難場所)への避難
実施責任者が指定した避難所又は避難場所への避難

7 避難所の指定

町長は、避難対策を円滑に実施するため、避難所を資料3-1のとおり指定する。

この避難所は、その機能を十分活用できるよう整備につとめ、常時町民に周知するとともに防災訓練等を通じて周知の徹底を図るものとする。

8 避難所の開設

避難所の開設場所

町長は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設する。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設する。

避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域町民に周知するとともに、県をはじめ葉山警察署、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。

避難所の運営管理

ア 町長は、各避難所の適切な運営管理を行う。その具体化を図るため、それぞれの地域の実情に沿った避難所マニュアルを作成する。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努める。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

イ 町長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮するよう努める。

ウ 町長は、避難収容場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切におこなわれるよう措置する。

エ 町長は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト作成等を実施する。
また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設予定地のリストの作成に努める。

オ 町長は、避難所において救護活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。

9 避難路の通行確保と避難の誘導

警察官又は消防職員、その他の避難措置の実施者は、相互に連携し被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう避難路の通行を確保し避難先への誘導に努める。

10 滞留者への対応

旅館、ホテル等の宿泊施設及び飲食店等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導する。

11 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は町と密接な連携をとり、同法に基づき、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

また、同法の適用がない場合、町長は建設業関連団体等の協力を得て実施する。ただし、町において処理できない場合は近隣市、県、国及び他関係機関の応援を求めて実施する。

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本的な事項は、次のとおり。

1 応急仮設住宅

入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 生活保護法の被保護者若しくは、要保護者、又は特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等、又はこれらに準ずる者であること。

入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて当該市町村に事務委託することができる。

応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じ県が実施する。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、当該市町村にこれを委任する。

2 住宅の応急修理

応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができないものであること。

応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

応急修理の戸数

ア 限度戸数は、市町村ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合には、市町村相互において戸数の融通ができる。

イ 災害の状況により必要があれば例外的措置として、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることがある。

修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

応急修理の期間

原則として、災害の日から1箇月以内に完了する。

公営住宅などへの一時入居

被災者の一時入居のため、町営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

民間アパート等の活用

民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し、提供について協力を要請する。

12 高齢者、障害者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては高齢者、障害者等に十分配慮する。高齢者、障害者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、高齢者、障害者向け福祉仮設住宅の設置等に努める。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

町は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子などの手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。

町は、避難所の運営にあたって、高齢者、障害者等健康に不安がある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。

町は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって町内に居住する外国人に十分配慮する。

自主防災組織は、高齢者、障害者等の避難誘導等に協力する。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理に関する活動

被災者の健康保持のため、町は、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生

町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じ救護所等を設

ける。

町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

町は、災害による子供、お年寄り等をはじめとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」をケアするために精神医や福祉ボランティア等の協力を得て必要な措置を講じる。

2 防疫対策

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、町は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行う。

町は、感染症が発生し又は感染症の発生のおそれがある場合には、患者を隔離するとともに、発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

町は、県の指示に基づき防疫対策を実施する。

ア 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法及び消毒方法

イ そ族・昆虫の駆除

ウ 予防接種の指示

エ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

防疫実施の方法

ア 防疫体制の確立

被災地域、又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

イ 入院収容及び措置

町は、感染症患者が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じ速やかに当該患者を感染症指定医療機関に入院収容するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施する。

ウ 感染症発生状況又は防疫活動の周知

感染症が発生した場合、町は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

エ 清潔方法及び消毒方法の指示

町は、感染症予防上必要と認めた場合、県に対し、清潔方法及び消毒方法の指示を求め、必要な措置を講じる。

清潔方法

a 町は、清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。

b 災害に伴う家屋並びにその周辺の清潔は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、町長は、的確な指導あるいは指示を行う。

c 町は、収集したゴミ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。

この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

消毒方法

- a 町は、消毒方法の実施にあたっては、法令に定めるところに従って行う。
- b 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

オ ねずみ、昆虫の駆除

町は、県の指示に基づきねずみ、昆虫の駆除を実施する。

町は、ねずみ、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現場確認を速やかに行うとともに、不足器材などの調達に万全を図る。

カ 予防接種の実施

町は、感染症予防上必要と認められたときは、県の指示に従い予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を実施する。

町は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないように措置する。

キ 予防内服薬の投与

町は、県の指示に従い、赤痢等の予防上やむを得ない緊急の措置として、予防内服薬の投与を行う。

資料

- 1 - 4 逗葉医師会
- 3 - 4 神奈川県医師会救援隊逗葉支部編成表
- 3 - 5 薬局一覧表
- 3 - 6 第2種感染症患者指定医療機関
- 3 - 7 消毒器材等一覧表

第8節 清掃対策

災害時のごみ及びし尿等を迅速かつ確実に収集処理するための必要な事項を、次のとおり定める。

1 実施機関

被災地における収集運搬及び処理業務の実施は町長が行う。

2 実施方法

収集運搬

被災地におけるごみ、し尿等の状況を把握し、環境課が主体となり、町内の業者の協力を得て収集処理する。

なお、収集車が不足する場合は、近隣市又は民間から借り上げて実施する。

収集したごみ、し尿等は、町の処理場又は町長が指定する場所に一時集積して処理する。

資料

- 3 - 8 ごみ収集車両
- 3 - 9 し尿処理業者

第9節 遺体の搜索及び収容埋葬対策

災害時において、死亡していると推定される者の搜索並びに遺体収容及び埋葬については、次の方法により実施する。なお災害時における遺体の搜索、収容及び埋葬は町長が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事の委任により町長が行う。

1 搜索

死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容は、消防職員、消防団員、警察官等の協力のもとに、迅速かつ適切に実施し、発見された遺体は、遺体収容所に収容する。

搜索の方法

ア 行方不明者の届出の受理は、災害対策本部で実施する。

イ 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を、行方不明者搜索届出書（第1号様式）に記録しておくものとする。

ウ 町長は、届出に基づき、関係部班に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施する。

エ 搜索に当たっては、地元関係者の協力、警察官の出動要請、その他機械器具の借り上げ、人員に不足を生じたときは、関係団体からの作業員の雇い上げにより、活動を実施する。

2 遺体の処理等

町は、遺体の処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱に対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

広報

町及び葉山警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに葉山警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

通報

町は、遺体を取り扱った場合には、葉山警察署に通報する。

見分・検視

葉山警察署は、遺体の見分・検視を行う。

検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

遺体の収容

町は、葉山警察署とあらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、検案及び遺族への引き渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設する。

町は、搜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送する。

身元確認、身元引受人の発見

町は、葉山警察署、地元自治会、町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

遺体の引き渡し

葉山警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は

関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を町に引き渡す。

この際、町と葉山警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

身元不明遺体の処理

町は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により処理する。

3 遺体の埋葬

遺体の埋火葬

ア 遺体を火葬に付する場合、埋葬台帳（様式第7号）を作成のうえ、適切な対応をとるため、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県、県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

イ 遺骨及び遺留品については、所定の保管所へ一時保管する。

ウ 家族その他遺骨及び遺留品の引取りを希望するものがある場合、整理のうえ引き渡す。

エ 遺体の引取人がいない場合、又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、埋葬台帳（様式第7号）を作成のうえ仮埋葬をする。

身元不明遺体の取扱

ア 町は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保存所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者取扱いとして指定された場所に移管するものとする。

イ 町は、身元不明遺体の引取人の調査について、葉山警察署に協力を要請する。

4 必要な資機材の整備

町長は、葉山警察署、県、他の市町村等と協議し、遺体の安置に必要な棺、納体袋、シート、毛布等を整備するとともに、生花、焼香台等にも配慮する。

5 広報

町長は、遺体（死者）数、死者の氏名、身元不明遺体の数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議し、正確な広報を行う。

資料

3 - 10 遺体収容施設

第10節 飲料水、食糧及び生活必需物資の調達・供給活動

町民の非常用備蓄等にもかかわらず災害の規模により食糧等（飲料水、生活用水、及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、町は備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食糧等を供給する。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

給水方針

町は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行う。

飲料水の確保

ア 町は、飲料水兼用貯水槽を利用して飲料水の確保を行うとともに、井戸水、海水等を浄化処理して飲料水を確保する。

イ 神奈川県企業庁水道電気局は、災害用指定配水池の緊急遮断弁を活用して飲料水を確保する。

飲料水の供給活動

ア 応急給水

町は、給水班を組織し、神奈川県企業庁水道電気局が確保した飲料水の他、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して給水タンク、ウォーターバルーンなどを積載した車両で応急給水を実施する。特に、医療機関への速やかな給水を優先的に配慮する。

また、給水が困難な場合は、隣接市及び県に対して支援を要請する。

イ 応急復旧

神奈川県企業庁水道電気局は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設の復旧に全機能を投入し、一日も早く給水措置を通じて給水できるように努める。

応急飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

2 食糧の調達・供給

供給方針

町は、備蓄食糧等を活用するとともに、主要食糧及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

主要食糧等の調達

ア 米穀、パン、即席麺

イ 乳児用粉ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰、漬物等）調味料

エ その他被災地周辺で容易に調達できる野菜等

調達方法

ア 備蓄食糧等を活用した食料品の提供に努め、不足した場合には関係業者等の協定により調達し、供給する。

イ 町において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達供給を依頼する。

ウ 町長は、災害の状況により必要な食糧品等の調達が困難な場合は、県に支援を要請し、調達する。ただし、政府保有主要食糧については、交通、通信の断絶により食糧の引取に関する県の指示が得られない場合は、神奈川農政事務所に直接要請する。

炊き出し

ア 避難場所、学校給食施設等を活用して町が実施する。

イ 炊き出しにあたっては、地域の自主防災組織等の協力を得て行う。

供給・配分

ア 食糧を供給するときは、避難場所ごとに責任者を定めて受入れを確認し、受給の適正を図る。

イ 町民等への事前周知を徹底させ、公平な配分を行う。

ウ 高齢者、障害者等への災害弱者への優先配分を図る。

3 生活必需物資の調達・供給

供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資を調達し、供給する。

衣料・生活必需品など供給の対象者

災害によって住家の全焼、全壊、流失、半壊等により日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物品を直ちに入手することができない状態にあると認められた者とする。

生活必需物資の範囲

- ア 寝具類
- イ 衣料
- ウ 炊事用具
- エ 食器類
- オ 日用品雑貨
- カ 光熱材料
- キ 燃料等

生活必需物資等の調達及び供給

- ア 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき町内業者から調達した生活必需物資、広域応援協定により調達した生活必需物資及び応援物資を被災者に供給する。
- イ 必要な生活物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請する。

調達した生活必需物資等の集積と配分

- ア 主な保管場所を各小中学校とする。
- イ 町民等への事前周知を徹底させ、公平な配分を行う。
- ウ 高齢者、障害者等への災害時要援護者への優先配分を図る。

第11節 文教対策

災害発生時には、児童・生徒等（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図る。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、その情報の内容や生徒等の通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、生徒等を帰宅させるあるいは保護者等へ引き渡す。

1 児童生徒等保護対策

校長等は、災害発生時においては、あらかじめ定められた計画に基づき生徒等の保護に努める。また、休校措置を決定した場合、生徒等への迅速・確実な連絡に努める。

学校の対応

- ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、生徒等のうち障害児については、学校等において保護者等に引渡すものとする。

東海地震注意情報が発表された場合、その情報の内容や生徒等の通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、生徒等を帰宅させるあるいは保護者等へ引き渡す

なお、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

- ウ 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

教職員の対処、指導基準

- ア 災害発生の場合、生徒を教室に集める。
- イ 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- エ 障害児については、あらかじめ避難体制等の組織を作るなど配慮をする。
- オ 生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実にを行う。
- カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

2 応急教育対策

応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

被害状況の把握及び報告

校長等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により、施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開に努める。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

学用品の確保のための調査

ア 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。

イ 調査の結果、教科書などの学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会に対して協力要請をする。

授業料減免等

被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部、又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

応急保育の実施方法

ア 幼児などの安全措置

保育園の長は、保育中に災害があった場合、幼児等の安全を確保するため、保護者が来園するま

での間、幼児等を保護するものとする。このため保育園においては幼児などのために最低1日分の食糧を備蓄しておく。

イ 幼児等の把握

保育園の長は、被災した幼児等を把握し、町長に報告する。

ウ 応急保育の実施

町長は、保育園の長からの報告をもとに応急保育の実施を検討するものとし、実施に当たって、保育する施設については適切な場所を選定するものとする。

衛生管理

応急教育、応急保育の実施における衛生管理は、次により行う。

ア 幼児、児童、生徒等に対し、飲料水の使用上の注意を促す。

イ 幼児、児童、生徒等の健康観察を強化し、必要に応じ健康診断を行う。

ウ 保健所の指導を受けて、実施場所の清掃及び消毒を行う。

エ その他必要なことについては、関係機関と協議し適切な処置を講ずる。

文教施設及び保育施設の被害状況、停電、断水、学校給食の稼働状況等を把握し、給食の実施の検討をするが、被災者等に対する食糧供給に支障をきたさない範囲内において実施する。

資料

7 - 8 町立学校一覧表

第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

1 交通の確保

被災地域への流入規制及び交通規制の実施

ア 県警察

危険防止及び混乱緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険個所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要がある。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、住民等の安全な避難の確保、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法

第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

- ・ 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれのあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行う。

町内において、当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、葉山警察署長にその旨を通知する。

ウ その他

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察・交通機関への連絡を行う。

交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等から情報に加え、交通監視用テレビカメラ等を活用し、航空隊との連携により、情報を収集する。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて町の協力を求める。

道路の応急復旧等

ア 町

町は、それぞれの計画に定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図る。

イ その他

道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

路上の障害物の除去について、道路管理者、葉山警察署、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

港湾及び漁港の応急復旧

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧を行う。

なお、港湾施設については、港湾管理者が、必要に応じ応急復旧を行う。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

海上交通の安全確保

横須賀海上保安部長は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通の整理指導

所属巡視船艇を運用し、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じての船舶交通の整理及び指導を行う。

イ 船舶交通の制限等

次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

- ・船舶海難の発生
- ・岸壁等の係留施設及びその他の海上構築物の損壊
- ・大量の危険物の海上への流出
- ・いかだ、材木、漁具及びその他の航路障害物の海上への流出

ウ 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物、沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ又は勧告する。

なお、特に緊急を要する場合は、所属巡視船艇により応急の措置を講ずる。また、特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で原因者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

エ 危険物の保安措置

危険物の保安について関係機関と密接な連絡をとり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じまたは航行の制限若しくは禁止を行う。
- ・危険物荷役を再開する船舶及び荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ・危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

オ 工事作業等の再開

工事作業等の再開するものについては、状況に応じて事故防止のために必要な指導を行う。

物資受入港の確保

葉山港は、災害時の海上輸送を円滑に行うための、物資受入港としての機能を確保する。

ヘリコプター臨時離着陸場

町は、あらかじめ指定したヘリコプター臨時離着陸場の中から、ヘリコプター臨時離着陸場を開設確保するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

2 緊急輸送

町の緊急輸送

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両及び船舶等により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医療品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階（発災後概ね1週間以降）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続き

緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防御又は、拡大防止のための措置

緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、県の保有車両及び調達車両については県知事が行い、県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通機動隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

緊急通行車両の手続き

町長は、災害応急対策に従事する町の保有車両等について、事前に県公安委員会（県警察本部交通規制課）に届出する。

5 障害物の除去

実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町で実施困難なときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行う。

障害物除去の対象

災害における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

ア 町民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

障害物除去の方法

ア 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮する。

除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとし、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、緑地帯等を一時使用する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 避難地として指定された以外の場所

除去に必要な機械、器具類の整備等

障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てる。

障害物除去に関する応援、協力の要請

町は、町民の生命、財産を保護するため、必要に応じ県に障害物の除去について応援、協力要請を行う。

第13節 警備・救助対策

災害発生時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため、人命の安全確保、被災地における社会秩序の維持に万全を期す必要がある。

1 陸上における警備対策

葉山警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

警備体制の確立

ア 葉山警察署は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警察署長を長とする警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

イ 葉山警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

陸上の災害応急対策

葉山警察署は、町災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施する。

ア 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、町民等に対する広報を行う。

また、当該警報等の緊急性、町の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、町が行う町民等に対する警報等の伝達に協力する。

イ 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報を収集し、収集した情報を、必要により関係機関に連絡する。

ウ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、町及び消防等の防災機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。

エ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は、警察官職務執行法第4条により、避難の指示や避難の措置を講じる。

オ 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

カ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

キ ボランティア等の連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

ク 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

2 海上における警備・救助対策

横須賀海上保安部の任務

横須賀海上保安部は、台風等の災害が発生した場合において、海上における人命・財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたることを任務とする。

災害応急体制の確立

災害が発生した場合において、災害応急対策を統一的かつ強力に推進するため、必要に応じ、横須賀海上保安部に現地対策本部を設置し、体制を確立するとともに、所要の職員を関係自治体に派遣し、協力連携体制を強化する。

横須賀海上保安部が実施する応急対策

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

イ 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

また、非常災害現地対策本部又は連絡調整本部が設置された場合には、職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助等を実施する。

エ 傷病者、医師、避難者等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

オ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

カ 海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置の指導又は防除措置を講ずべき者が措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命じる。

また、緊急の必要がある場合には、応急の防除措置を実施する。

第三管区海上保安本部長または横須賀海上保安部長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長または関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ずることを要請するものとする。

キ 必要に応じて船舶交通の整理、指導、制限又は禁止並びに航路障害物の除去の命令又は勧告を行う。

また、水路の異常や航路標識が損壊したときは、応急標識の設置等を行う。

ク 特に必要があると認められたときは、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ケ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行い、犯罪の予防・取締を行う。

葉山町が実施する応急対策

本町は、第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部からの要請を受け海上における排出油等の除去などの措置を講ずる。

本町及び関係機関は必要に応じて協力し、沿岸部への漂着油について海岸清掃等の汚染処理を行う。

資料

6 - 20 海上流失物処理要領

第14節 消防対策

火災、その他の災害が発生し、又は発生が予想される場合、町長からの指示に基づき、町民の生命身体及び財産の保護に努めるとともにその被害を防ぎよし、又は軽減するために必要な事項を次のとおり定める。

1 消防計画の内容

消防計画の内容は次のとおりであるが、その詳細は消防計画に定めるものとする。

火災警備計画に関すること。

風雨警備計画に関すること。

震災警備計画に関すること。

津波警備計画に関すること。

救急活動警備計画に関すること。

救助活動（陸上・海上）警備計画に関すること。

その他の警備計画に関すること。

資料

6 - 7 神奈川県下消防相互応援協定

6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要領

6 - 9 災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定

第15節 ライフラインの応急復旧活動

発災後、直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行う。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を依頼するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐために、連携を図りながら復旧するように調節する。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を消防機関等に周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努める。

1 上水道施設（神奈川県企業庁水道電気局）

上水道事業者は、あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行う。

施設の損壊等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じたときは、災害対策本部等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知する。

応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請する。

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

送配水管等の復旧は、配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧する。

仮設配水管は応急復旧を迅速に行うため、状況によって設置するとともに、必要に応じて臨時給水栓を併設する。

2 下水道施設（町生活環境部）

災害が発生した場合において、下水道施設を速やかに復旧するため、あらかじめ定められた災害対策計画に基づき、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施し、排水機能の支障及び二次災害の恐れのある場合については復旧作業を速やかに行う。

応急復旧活動を迅速に行うため、災害の状況により関係機関に協力要請を行う。

応急復旧活動は排水、処理能力を維持するために総力をあげて復旧するとともに管渠・マンホールは崩壊等危険性の高い箇所を優先的に修理補強する。

施設の被害状況及び復旧見込みについて積極的に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電力施設（東京電力㈱神奈川支店藤沢支社横須賀営業センター）

災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、電力施設としての機能を維持する。

感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車等を通じて広報する。

災害時においては、原則として送電は維持するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

災害時における復旧資材は以下により確保する。

ア 第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している協力会社の車両、船艇等により行い輸送力の確保を図る。

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する。

4 都市ガス施設等（東京ガス㈱神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター）

大規模な災害が予想され、又は発生した場合には、非常災害対策本部を設置し、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行う。

復旧過程での二次災害発生の防止のため、復旧状況の周知や安全確認のための広報を実施する。
液化石油ガス業者についても、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じる。

5 電話〔通信〕施設（東日本電信電話㈱神奈川支店）

災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被害状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行う。

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は、異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話、緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所等への特設公衆電話の臨時設置、非常用可搬型デジタル交換装置等の設置、電話受付所（N T T窓口）の開設、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用移動機の貸し出しなどの応急措置を実施する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」・iモード災害用伝言板の提供開始や録音件数等提供条件は、テレビ、ラジオ等で知らせる。

公衆電話等の臨時設置にあたっては、り災者の利用する避難場所等を優先する。

災害復旧の実施にあたっては、治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先する。

第16節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して、被災地町民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

1 被災者への情報提供

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言・飛語等による社会的混乱を防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報に努める。

町

ア 町民に対して、風水害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。

イ アマチュア無線等による地域情報の受入れ体制を整備し、これらの情報の活用に努める。

防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、町民や利用者への広報を実施する。

町、県、及び防災関係機関

情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

2 災害相談の実施

町は、災害により被害を受けた町民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間的経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。

臨時災害相談所の開設

県と相互に協力して被災地及び避難地等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望などを聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期解決に努める。

臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。この臨時災害相談所においては、被災者救援を実施する各部及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援・食糧・水、衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援する。

3 応急金融対策

日本郵政グループの措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始ができるようあっ旋、指導等を行う。

また、必要に応じて金融機関相互の申し合わせなどにより、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行は、災害の状況に応じ、必要の範囲で便宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置としてあっ旋、指導を行う。

預金通帳等を滅（紛）失した預貯金者に対し、預貯金の適宜払い戻しの取扱いを行うこと。

被災者に対して定期預金、定期積立金等の期限前払い戻し、又は預貯金を担保とする貸し出し等の特別取扱いを行うこと。

被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

損傷日本銀行券、補助貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力

して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

日本郵政公社の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いをする。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行う。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行う。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

また、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定等を結び、発災後速やかに営業を開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。

第17節 労働力供給対策

災害時における災害応急対策の実施に必要な労働力の確保は、次に定めるところにより実施する。

1 実施機関

災害応急対策の実施に必要な労働力の確保は、町長が行う。

2 労働力確保の実施方法

災害時における災害応急対策は町職員があたるが、特殊作業等で困難である場合又は労働力に不足を生じる場合は、町内建設、建築業者の応援を求めるほか、状況により県に対し、文書をもって要請する。

3 労働者の作業内容

応急対策に使用し得る労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

道路、橋りょう等の応急措置及び障害物の除去作業

学校等公共施設の応急措置及び障害物の除去作業

被災者の救出及び救出に要する機械器具、その他資材の操作

その他、応急対策に必要な特命事項に関すること

4 要請手続

要請するときは、次の事項を明らかにするものとする。

職種別求人数

作業場所及び作業内容

作業時間

賃金の額

作業日数

第18節 広域応援体制

町は、被害の規模に応じて、迅速かつ的確に、県や他市町村に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護など広域的な応援体制をとる。

1 広域的な応援体制

町長は、本町にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するため必要があると認めるときには、他市町村長に対し、応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

2 関係機関に対する協力要請

協力要請の内容及び要請先

要 請 先	要 請 の 内 容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
知 事	1 指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋要請	災害対策基本法第30条第1項
	2 他の地方行政機関の職員の派遣のあっ旋要請	災害対策基本法第30条第2項
	3 応援の要請及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
	4 職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
他の市町村長等	1 応援の要求	災害対策基本法第67条
	2 職員の派遣要請	地方自治法第252条の17

3 県に対する協力要請

町内災害が発生し、応急措置を実施するため必要があるときは、県知事に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

知事に応急措置等の要請をするにあたっては県防災局に対して、原則として文書をもって行う。ただし、文書により要請できない場合には無線又は電話により行い、改めて文書により処理する。

この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで知事に要請する。

(災害対策基本法第68条)

災害の状況及び応援を要する理由

応援を必要とする期間

応援を希望とする物資、資材、機械器具等の品名及び数量

応援を必要とする場所

応援を必要とする活動内容(応急措置内容)

その他の必要事項

4 他市町村等との協力

災害時の応急対策の万全を期すため、平素から近隣市との協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続

きの方法を明確にしておく。また、近隣市や消防機関との相互応援協定については、締結の促進と有効活用を図るものとする。

隣接市との協力の考え方

被害の程度によって、他市等からの応援が必要とされるときは、それらの協力を求めて応急対策を進める。そのためには、平素から近隣市との協力体制の確立に努めておく。

職員の派遣要請

他の市町村長又は指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請する場合は、以下の事項を明らかにして災害対策本部から要請を行う。

(地方自治法第252条の17、災害対策基本法第29条、同法施行令第15条)

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員表

ウ 派遣を必要とする機関

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

消防機関との相互応援協定

既に締結されている消防組織法第21条の規定に基づく消防機関との相互応援協定を活用する場合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続きを行い消防活動等の要請を円滑に行う。

5 自衛隊の災害派遣要請

大規模災害に際して自衛隊の災害派遣が必要と判断された時は、町長は、県防災局を通じて、知事に災害派遣要請を要求するものとする。

派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨依頼する。

ただし知事に派遣要請を依頼できない場合は、自衛隊に直接災害の状況を通知することができる。

知事は、大規模災害の発生により人命及び財産の保護について、その必要を認めた場合、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

派遣要請に係わる、必要事項は下記のとおりとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、おおむね次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導・輸送等

ウ 死者・行方不明者・負傷者等の捜索援助(ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業所などに優先して実施)

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車・防火用具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除、施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、崩土等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）

キ 診察・防疫・病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は町において準備）

ク 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の活用

ケ 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

コ 炊飯及び給水の支援

緊急を要し他に適当な手段がない場合

サ 救援部物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。）

シ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。

ス 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保全措置及び除去

セ 予防派遣

災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、ほかに適当な手段がない場合。

ソ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

災害派遣要請手続き

町長は、県（安全防災局）に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、取りあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付するものとする。

なお、県知事に派遣要請を依頼することができない場合はその旨及び災害の状況を最寄りの部隊等の長に通知し、事後速やかにその旨を県知事に通知する。

災害派遣部隊の受入れ体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

ウ 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとられるよう連絡交渉の窓口を明解にする。

エ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。

オ 町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣活動が完了した場合及び派遣の必要がなくなると認められた場合は、速やかに撤収要請をする。この場合、民心の安定及び民生の復興に支障のないよう町長及び派遣を命じた部隊等の長と協議する。

経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊装備に係る物を除く）等の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊の救援活動に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費（負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。）

自衛隊の要請窓口

ア 要請窓口

陸上自衛隊に災害状況を通知する場合及び陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定せずに災害状況を通知する場合

担当区域	通知先	担当窓口／所在地／NTT電話／防災無線
県内全域	第31普通科連隊長	第31普通科連隊第3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線(630・634) 4511
	第1師団	東京都練馬区北町4-4-1 03(3933)1161 内線(239)
	東部方面總監	東京都練馬区大泉学園前 048(460)1711 内線(2256)

海上自衛隊に対して派遣要請をする場合

担当区域	通知先	担当窓口／所在地／NTT電話／防災無線
県内海岸全域	横須賀地方總監	横須賀地方總監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500/4516 内線(2222・2223) 046(823)1009 (FAX) 4516 FAX 4515
県内海域全域 (主として航空機を必要とする場合)	第4航空群司令	第4航空群司令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611 内線(2245・2246)

6 民間団体との協力

災害時の応急対策をより効果的に遂行するため、防災関係機関のみならず、町内の民間団体の協力を得るため、事前に協定を結ぶ必要がある。応援要請等は、次のとおりである。

民間団体の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる業務は、主に次のとおりである。

- ア 異常気象、危険箇所等を発見した時の災害対策本部への通報
- イ 公共施設の応急復旧作業
- ウ 応急仮設住宅の建設
- エ 建設資機材の調達
- オ 生活必需品の調達

民間協力団体は、次のとおりとする。

- ア 葉山町建設業協会
- イ 葉山町工業組合
- ウ JAよこすか葉山、葉山支店
- エ 葉山町漁業協同組合
- オ 大規模店舗
- カ 葉山アマチュア無線クラブ等
- キ 葉山町LPG防火協力会
- ク 神奈川県トラック協会横須賀三浦地区支部
- ケ 葉山町商工会
- コ 湘南重機有限会社
- サ 有限会社湘南ロードサービス
- シ 町内区域に新聞を配達する販売店7店
- ス (社)全国霊柩自動車協会
- セ 神奈川県葬祭業協同組合
- ソ 逗葉管工事業協同組合
- タ 逗子・葉山コミュニティ放送(株)
- チ (株)三和「葉山カンツリー」

民間団体への協力要請手続き

災害時に民間団体の協力を必要とするときは、その責任者に対し次の事項を明らかにして人員の派遣を要請する。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人員
- ウ 調達を要する資機材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となる事項

民間団体の活動の調整方法

災害対策本部は、民間団体の協力を得て応急対策を進める場合、現地に派遣した町職員等にその活動状況を常に把握させ、災害対策本部との連絡にあたらせる。

7 自発的支援の受け入れ

ボランティアの受け入れ

ア 町は、ボランティアの受け入れに際して、救助、救急、応急手当、介護被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネーター等といったボランティアの技能が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

イ 関係団体と相互に協力し、ボランティアの活動が円滑に図られるよう支援に努める。

また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとする。

海外からの支援受け入れ

町は、非常災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

資料

- 1 - 1 神奈川県
- 1 - 2 市町村防災主管課一覧
- 1 - 3 消防機関
- 1 - 4 逗葉医師会
- 1 - 5 防災関係機関
- 6 - 7 神奈川県下消防相互応援協定書
- 6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要領
- 6 - 9 災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定
- 6 - 12 災害発生時の応急対策に関する協定書（葉山町建設業協会）
- 6 - 13 協定書（神奈川県トラック協会横須賀三浦地区支部）
- 6 - 14 災害時におけるクレーン車に関する協定書（湘南重機株式会社）
- 6 - 15 災害時の船舶輸送に関する協定書（葉山町漁業協同組合）
- 6 - 16 災害時における応急復旧等の協力に関する協定書（有限会社湘南ロードサービス）
- 6 - 17 応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書
- 6 - 18 災害時における情報収集等に関する協定書
- 6 - 19 災害時におけるLPガスの調達に関する協定書（葉山町LPガス防火協力会）
- 6 - 20 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（1）
- 6 - 21 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（2）
- 6 - 22 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（3）
- 6 - 23 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（4）
- 6 - 24 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
- 6 - 25 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書
- 6 - 26 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する葉山町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書

- 6 - 27 ずし・はやまエフエム緊急放送に関する協定書
- 6 - 28 災害時における応急給水に係る自動車輸送及び下水道施設等の応急措置に関する協定書

第19節 災害救助法関係

町長は、災害救助法適用の災害が発生した場合、災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、県が実施する救助を補助する。

また、町民生活の安定のため、義援金の受け入れ等を行う。

1 災害救助法

災害救助法の適用

ア 町長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対してその旨を要請する。

イ 知事は、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

ウ 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の規定に基づく。

本町に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

町内の滅失住家数	60世帯以上
県内の滅失住家数	2,500世帯以上のうち
町内の滅失住家数	30世帯以上
県内の滅失住家数	12,000世帯以上であって

町内の多数の住家が滅失

多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に住居不能となった世帯にあっては、3世帯で1世帯とみなす。

災害救助法の適用手続き

ア 災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるとき、町長は直ちにその旨を知事に報告する。

イ 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

ウ 災害救助法における救助の種類

避難所、応急仮設住宅の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害にかかった者の救出

災害にかかった住宅の応急修理

学用品の給与
埋葬
死体の捜索
死体の処理
障害物の除去
応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

2 義援物資及び義援金

受入れ及び配分

町は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を国民に公表し、周知等を図る。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改善するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

義援金

町は、義援金の配分委員会を組織し、適切な配分方法等を十分協議して、義援金の使用について定める。

3 災害甲慰金等

町長は、一定規模以上の災害により死亡した町民の遺族に対しては、災害甲慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対しては、災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

町長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸付けを行う。

4 生業資金のあっ旋、融資

農林水産業関係

ア 農業振興資金

天災により農作物等に被害を受けた農業者等の経営安定と生業意欲の向上を図るため融資機関が災害復旧等に融資する資金について、利子補給を行い、被害農業者等の利子負担の軽減を図る。

イ 漁業災害等資金

天災により漁具、漁船等に被害を受けた漁業者等の経営安定に必要な資金を低利融資する漁業協同組合等に利子補給を行い、被害漁業者の利子負担の軽減を図る。

ウ 農林漁業金融公庫資金

農業

農業生産にかかわる建築物、農地等に被害を受けた場合、災害の復旧に要する資金について、農林漁業金融公庫が災害復旧資金を融資し、被害農業者の経営安定と生産意欲の向上に資する。

漁業

漁業生産にかかわる漁具、漁船、協同利用施設等に被害を受けた場合、農林漁業金融公庫が災害の復旧に要する資金について融通し、漁業者等の漁業経営の安定に資する。

商工関係（中小企業への融資）

天災により事業活動に支障が生じた中小企業等の、経営安定に必要とする資金を低利で融資する。
住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

天災により被害を受けた町民に対し、災害復興住宅の建設・購入資金及び補償資金の融資を行う。
福祉関係

生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として資金を貸付ける。

第4章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

町は、被災者の生活再建を基本に、二度と同じ災害を繰り返さない安全性に配慮した復旧・復興計画を町民の合意を得ながら速やかに策定推進できる体制を整える。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関する総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（風水害復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部局において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長時間にわたり必要となるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測される。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害救助法、災害時相互応援協定に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れる。

専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請し、支援を受け入れる。

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づい

て各分野の対策を実施する。

1 復興に関する調査

本計画第3章の「災害時の応急活動計画」において、風水害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係る応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

都市基盤復興にかかる調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

町及び県並びに国は、長期型避難所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査する。

イ その他都市基盤復興にかかる調査

町及び県並びに国は、漁港・海岸・下水道施設等被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行う。

応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

ア 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い県に報告する。

生活再建支援にかかる調査

ア リ災証明用住宅被災状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要なり災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

イ 風水害離職者にかかる調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に係る調査を行い、離職者の特性等について把握する

ウ 住宅再建に関する意向調査

町は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認を行う。

エ その他生活再建にかかる調査

町及び県は、災害時要援護者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査を行う。

地域経済復興支援にかかる調査

町及び県は、被災地全体の概要の把握、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、

生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア 事業所等の被害調査

町は、災害直後の緊急対策及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行う。

イ 地域経済影響調査

町は、産業基盤施設被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査を行い、地域経済への影響を把握する。

復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なるため、そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に依りて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

2 復興計画の策定

町及び県は、大規模風水害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため復興計画を策定する。

復興基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の設定

町民、事業者が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくため、復興に関わる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となっていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なので、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要がある。

分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範囲な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定する。また、計画の策定にあたっては、各計画の整合性を図る。

復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。また、復興施策や復興事業は広範囲な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的な復興計画において規定する事項は次のとおりとする。

復興に関する基本理念

復興の基本目標

復興の方向性

復興の目標年

復興計画の対象地域

個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

復興施策や復興事業の事業推進方針

復興施策や復興事業の優先順位

3 復興財源の確保

財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急、復旧事業、復興事業に係る財政需要見込み算定を行う。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行う。

財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税の措置など、十分な支援を国に要望する。

4 市街地復興

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中期、長期的な計画的市街地復興を図るかを検討する。

都市復興基本方針の策定

町及び県は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画等における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

復興整備条例の制定

町は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため条例を制定する。条例には、町・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示する。

復興対象地区の設定

条例を制定した場合、町及び県は、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

建築制限の実施

町及び県は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整備等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げにならないような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

都市復興基本計画の策定、事業実施

町及び県は、町民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定する。また、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定する。

仮設市街地対策

町及び県は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を作成する。

住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、町及び県は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公共住宅の供給を行う。また、公共住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

応急復旧後の本格復旧・復興

町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化など耐震強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とする。

ア 道路・交通基盤

町及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中、長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

イ 公園・緑地

町及び県は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成する。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備する。

ウ ライフライン施設

町及び県は、被災状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努める。

エ 災害廃棄物等

町は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な産業廃棄物等の処理を実施するため、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成するとともに、建設業協会等関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物処理実施計画を作成する。また、家屋等の解体は原則として所有者が行うものとするが、国の補助が認められた場合には、町は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行う。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態を復元することが第1目標となっているが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、民間機関と連携し、共同することが大切である。

被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、町及び県は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及び被災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、町は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由によって自立した生活再建が困難な世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県から被災者生活再建支援法人への拠出金運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものです。

2 適用の要件

対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害（自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、がけ崩れ、土石流等をいう。）

イ 10以上の世帯の住宅が全滅する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全滅する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊したア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、やむを得ない事由で住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態の継続が見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給金額（表に示す限度額の範囲内で、(1)～(8)に示す経費に対して支給）

区 分	合 計	(1)～(4)	(5)～(8)
複 数 世 帯	300 万円	100 万円	200 万円
単 数 世 帯	225 万円	75 万円	150 万円

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費、修理費

自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

住居の移転費又は移転のための交通費

住宅を賃借する場合の礼金

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（限度額50万円）

住宅の解体（除却）・撤去・整地費

住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

(注)大規模半壊世帯は(5)～(8)のみ対象(限度額100万円)

(注)長期避難世帯の特例として、避難指示が解除された後、従前居住していた市町村に居住する世帯は、さらに(1)(3)の経費について、合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注)他の都道府県へ移転する場合は、(5)～(8)それぞれの限度額の1/2

4 支給対象世帯

自然災害により、居住する住宅が全壊その他これらと同等の被害を受けた以下の世帯を対象とします。

年 収 等	支 給 限 度 額	
	複数世帯	単数世帯
年収が500万円以下の世帯	300万円	225万円
年収が500万円を超え700万円以下である世帯で、かつ世帯主が45歳以上又は要援護者世帯	150万円	112.5万円
年収が700万円を超え800万円以下である世帯で、かつ世帯主が60歳以上又は要援護者世帯		

要援護者：心身喪失、重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者などを構成員に含む世帯

5 支給金の支給に係る事務手続き

市町村は、被害想定、支給金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送金する。

県は、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があると思われる場合には、必要な事項について市町村から報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行う。

県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行う。

イ 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等被害を受けた世帯に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付を行う。また、社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付を行う。

ウ 災害弔慰金、災害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害見舞金を支給する。

エ 義援物資の受入れ及び配分

町は関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。県又は町は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知を図るものとする。

オ 義援金の受入れ及び配分

町は、義援金の配分委員会を組織し、適切な配分方法等を十分協議して、義援金の使用について定める。

カ 生活保護

町及び県は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によって申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

キ 税の免除

町及び県は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申請等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討を行う。

ク 社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

精神的支援

ア 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

町及び県は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行う。

イ 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点

町及び県は、被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に長期的に対応することや、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行う。

ウ 被災児童・生徒こころのケア事業

町及び県は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

要援護者対策

ア 高齢者、障害者、児童へ支援の実施

町及び県は、高齢者、障害者、児童等の要援護者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等在宅サービス実施、入所施設等へ受入れ、福祉ボランティアの確保を実施する。また、障害者等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施する。

イ 外国人被災者への支援の実施

町及び県は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、多言語または振り仮名をつけた日本語で発信する

とともに、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、り災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。

医療機関

町は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等の検討依頼及び仮設診療所への支援を県に求める。

社会福祉施設、社会復帰施設等

ア 地域の福祉需要の把握

町及び県は、要援護者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

イ 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町及び県は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

ウ 福祉サービス体制の整備

町及び県は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するために、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

町及び県は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用するため、感染症の発生等防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

イ 公衆浴場等の情報提供

町及び県は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報を提供する。

教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

町及び県は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

イ 児童、生徒等への支援

町及び県は、児童、生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入、転出手続きについても弾力的に取り扱う。

入試選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受験の措置など、受験者間に不公平が生じないように、書類の締切りの延長や入学考査料納入の猶予、試験日程・会場の変更等を行うとともに、関係機関に要望を行う。

社会教育施設、文化財

町及び県は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

ボランティア活動支援

町及び県は、物的、経済的支援のほか、町民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供する。

情報提供、町民相談

町及び県は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。

7 地域経済復興支援

地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 相談・指導体制

町及び県は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。

相談にあっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行う。

イ 商談会、イベント等の活用

町及び県は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指します。

金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特別措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取り扱いを行うよう要請する。

イ 既存融資制度の活用の促進

町及び県は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

ウ 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町及び県は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

エ 新たな融資制度の検討

町及び県は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討する。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

町及び県は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度等を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

カ 税の減免等

町及び県は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

町及び県は、被災状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

町及び県は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工場集団化事業の一環として、（財）神奈川県中小企業センターと連携を図りながら相談・指導を行う。

ウ 工場・店舗の再建支援

町及び県は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、（財）神奈川県中小企業センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町及び県は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに町及び県のホームページ等を活用して情報提供を行う。

オ 発注の開拓

町及び県は、取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

カ 物流ルートに関する情報提供

町及び県は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

キ 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

町及び県は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請する。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上等を利用した輸送ルートについても活用する。

農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

町及び県は、被災した農林水産業者の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

イ 既存制度活用の促進

町及び県は、被災した農林水産業者が速やかに生産等ができるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

ウ 物流ルートに関する情報提供

町及び県は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

第3編 雪害対策編

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定める。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

町、県及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの安全確保を図る。

2 情報の収集・連絡

情報の収集・伝達体制の拡充

ア 町は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 町は、通信システムの現状及び災害情報通信に必要な情報の検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化する。

通信手段の確保

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

3 救助・救急活動

救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

気象庁は、県内の大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合において、注意報又は警報を発表し、町民や防災関係機関に注意及び警戒を喚起し、24時間体制をとっている消防本部では、県より防災行政無線を通じて、伝達される。

2 警報の発表に伴う事前配備計画

町は、県内に大雪警報、暴風雪警報が横浜地方気象台より発表された場合、配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。

町では、様々な種類の通信手段を活用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、県、隣接市、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。

1 災害情報の収集・連絡

被害規模の早期把握のための活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

災害発生による被害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に、加入電話、防災行政無線、防災情報ネットワークシステム等を通じて報告する。

応急対策活動情報の連絡

ア 町は、県に応急状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を町に連絡する。

2 通信手段の確保

町は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省（関東総合通信局）に要請する。

各種通信施設の利用

ア 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、神奈川地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話株式会社が指定した災害時優先電話を利用する。

第3節 活動体制の確立

1 町の活動体制

職員の事前配備体制

町は、被害状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

災害対策本部の設置

収集された情報により大規模な被害が発生している場合又は発生するおそれがあると認められた

ときは、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を設置し、県及び関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を円滑に行うための体制をとる。

また、災害対策本部の設置状況等を、速やかに県知事に報告する。

現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定した場合、本部員に通知し本部員は配備計画に基づき職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させる。

2 広域的な応援体制

町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長、県知事及び指定地方行政機関の長に対し、応援要請を行う。

3 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

第4節 除雪の実施

1 除雪の実施

町は、道路管理者等と協力して、災害を防止するため、除雪を実施する。

第5節 救助・救急活動

1 町民、自主防災組織及び女性防火防災クラブは、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するように努める。

2 町は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請する。

3 町は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第6節 避難活動

1 避難誘導の実施

町及び葉山警察署は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じ避難の勧告、指示等を行う。

町は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第7節 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保

葉山警察署は、危険防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため道路交通の状況等に対応した交通規制を行う。

2 道路の応急復旧等

町は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

3 緊急輸送

町は、自動車輸送の協定等に基づき車両の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

1 町は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

2 情報伝達にあたっては、防災行政無線、消防テレホンガイド、広報板、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

第4編 船舶災害対策編

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運航の確保

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、船舶乗組員及び臨海施設管理者等に対する海上防災思想の普及を図り、また海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施に努めるとともに防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関連資料等を収集、整理する。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

通信手段の確保

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火活動

町消防機関は、平常時から横須賀海上保安部及び葉山警察署と緊密な情報交換等連携を図り、消防体制の整備に努める。

医療救護活動

ア 町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努める。

イ 町は、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努める。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

船舶事故情報の連絡

ア 事故船舶又は関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）に連絡する。

イ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、大規模な船舶事故が発生した場合は、事故情報を関係機関及び県に連絡する。

ウ 県は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）から受けた情報を、町及び関係機関等に連絡する。

大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 事故船舶又は関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）に連絡する。

イ 町は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に、加入電話、防災行政無線、防災ネットワークシステム等を通じて報告する。

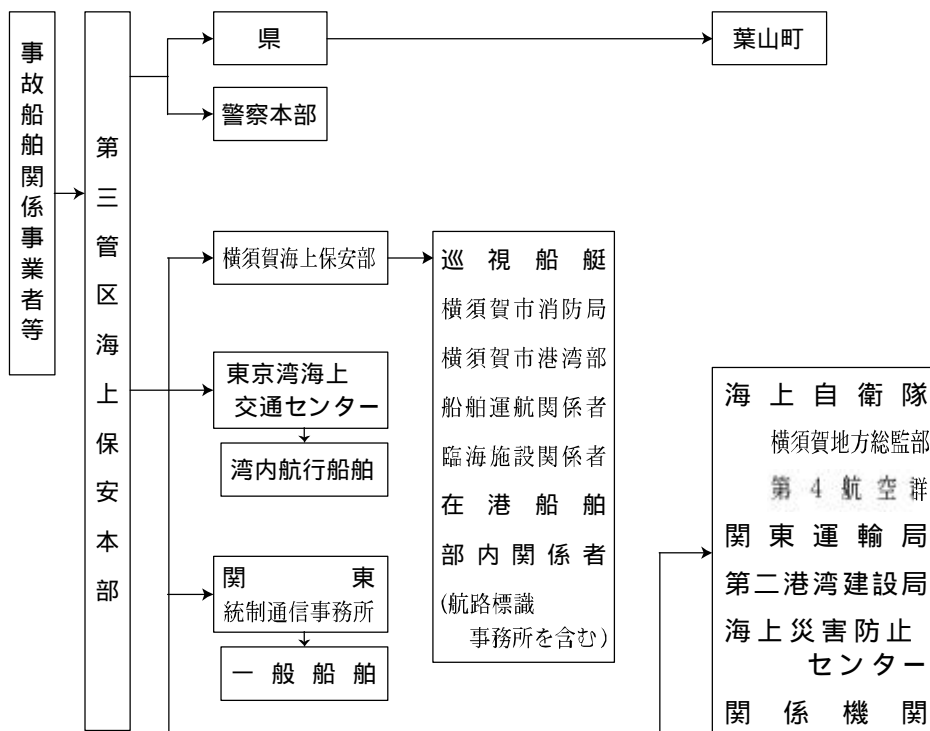
応急対策活動情報の連絡

ア 事故船舶又は関係事業者は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）に応急対策等の活動状況を連絡する。

イ 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策を町に連絡する。

船舶等の事故発生時の連絡系統図



第2節 活動体制の確立

1 横須賀海上保安部の活動体制

災害が発生した場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、必要に応じ、横須賀海上保安部に現地対策本部を設置し、体制を確立するとともに、所要の職員を関係自治体に派遣し、協力連携体制を強化する。

2 町の活動体制

事前配備体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

事故対策本部の設置

町は、船舶事故の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

災害対策本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

また、災害対策本部を設置した場合は、速やかに被害状況等を県知事に報告する。

現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定した場合、本部員に通知し、本部員は配備計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させる。

3 県警察の活動体制

葉山警察署は、大規模な船舶災害が発生した場合には、警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立する。

4 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとる。

5 広域的な応援体制

三浦半島における港内及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、三浦半島消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力する。

町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、応援要請を行う。

6 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 搜索活動

町消防機関及び第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）、葉山警察署等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し相互に連携して搜索を実施する。

2 救助・救急活動

事故を発生させた事故船舶又は関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。

町及び葉山警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

3 消火活動

事故船舶又は関係事業者は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

町は、船舶の火災を覚知した場合は、直ちにその旨を第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）に通報するとともに、応援要請に基づき消火活動を実施する。

4 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、町の要請に基づき、医療救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

2 葉山警察署は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

第5節 災害広報の実施

町は、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第6節 二次災害の防止

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第7節 その他の横須賀海上保安部の措置

1 情報の収集

関係機関等との密接な連絡をとり情報交換に努めるとともに巡視船艇等により港湾施設等の被災状況、水路の異常、港内在泊船等の状況について情報を収集し、必要に応じ関係機関に対して通報する。

2 海上交通安全の確保

横須賀海上保安部長は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

船舶交通の整理指導

所属巡視船艇を運用し、船舶交通が輻輳する海域の船舶交通の整理及び指導を行う。

船舶交通の制限等

次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

- ・船舶海難の発生
- ・岸壁等の係留施設及びその他の海上構築物の損壊
- ・大量の危険物の海上への流出
- ・いかだ、材木、漁具及びその他の航路障害物の海上への流出

航路障害物の除去

海難船舶、漂流物、沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ又は勧告する。

なお、特に緊急を要する場合は、所属巡視船艇により応急の措置を講ずる。また、特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で原因者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

危険物積載船の保安措置

危険物積載船の保安について関係機関と密接な連絡をとり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・危険物積載船舶については、必要に応じて移動命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等の措置を講ずる。
- ・危険物荷役を再開する船舶及び荷役中の船舶については、状況に応じて事故防止のために必要な指導を行う。

工事作業等の再開

工事作業等の再開するものについては、状況に応じて事故防止のために必要な指導を行う。

3 巡視船艇・航空機・特殊救難隊による人命の救助

4 遭難者・傷病者・医師・救援物資の緊急輸送

5 物件等の応急的使用、収用、除去

6 その他必要な事項

第 8 節 神奈川県水難救済会の措置

神奈川県水難救済会は、町、横須賀海上保安部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努める。

第5編 油流出等海上災害対策編

船舶からの大規模な油・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運航の確保

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、船舶乗組員及び臨海施設管理者等に対する海上防災思想の普及を図り、また海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施に努める。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

通信手段の確保

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火活動

町消防機関は、平常時から横須賀海上保安部及び県警察と緊密な情報交換等連携を図り、消防体制の整備に努める。

医療救護活動

ア 町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努める。

イ 町は、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努める。

3 防除資機材の整備

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3に定める船舶所有者、施設の設置者及び船舶の係留施設の管理者等は、油が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備する。

町は、油が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備する。

4 三浦半島排出油防除協議会等の措置

三浦半島排出油防除協議会は、三浦半島周辺海域において大規模な排出油事故が発生した場合、官民一体となって防除活動の総合的な調整を行うとともに、必要な事項を協議し、その実施の推進を図り、次の業務を行う。

排出油の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成

- 排出油の防除に関する技術の調査及び研究
- 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- その他排出油の防除に関する重要事項の協議
- 各機関が実施する防除活動の調整
- 町は、協議会に参画し、防除活動に協力する。

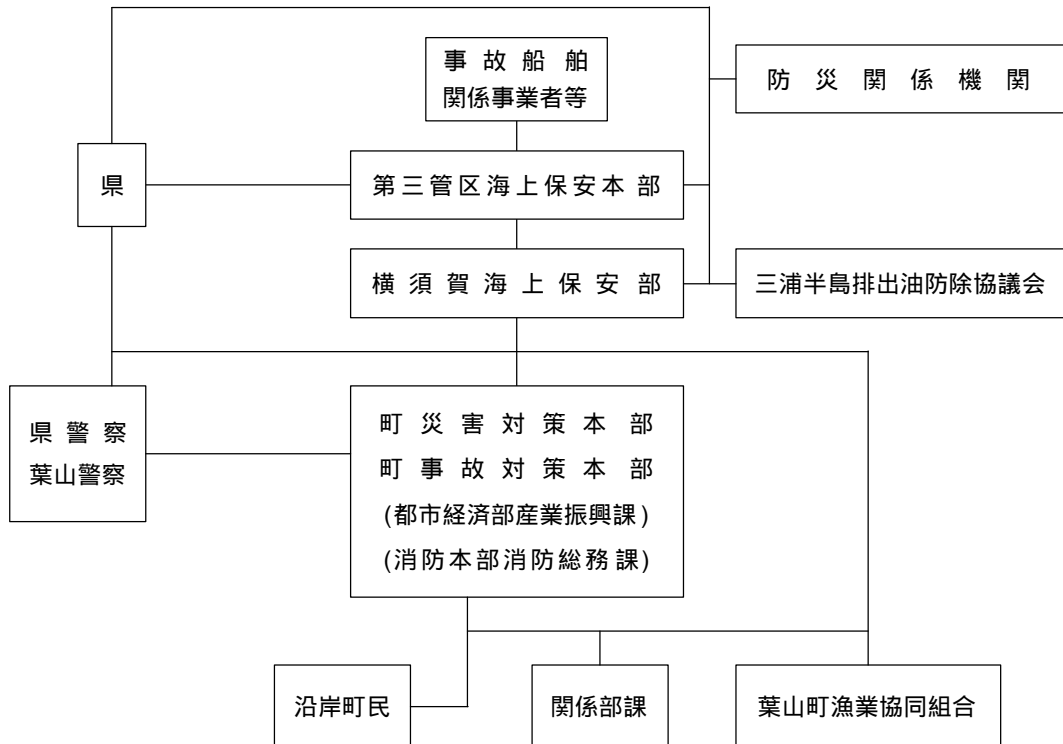
第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

油流出等海上事故情報等の連絡

- ア 事故船舶又は関係事業者は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）に連絡する。
- イ 横須賀海上保安部は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報を関係機関及び県に連絡する。
- ウ 県は、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、神奈川県油流出事故対策初動マニュアルに基づき、町及び関係機関等に連絡する。



大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

ア 事故船舶又は関係事業者は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合、その被害状況を横須賀海上保安部に連絡する。

イ 町は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に、加入電話、防災行政無線、防災情報ネットワークシステム等を通じて報告する。

応急対策活動情報の連絡

ア 事故船舶又は関係事業者は、横須賀海上保安部に応急対策等の活動状況を連絡する。

イ 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、横須賀海上保安部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策を町に連絡する。

第2節 活動体制の確立

1 横須賀海上保安部の活動体制

排出油の防除

船舶、海洋施設又はその他の施設から海上に大量の油が排出されたときは、次に掲げる応急措置を講ずる。

ア 排出状況を調査し、第三管区海上保安本部長に報告するとともに、当該市町の災害対策本部、港湾管理者、沿岸漁業協同組合等関係機関に通報する。

イ 防除措置を講ずるべき者に対し、防除措置を命ずるとともに作業方法等を指導する。

ウ 必要に応じ、防除措置を講ずるべき者に対し、海上災害防止センターの出動に関し調整を図り防除措置を講ずるべきことを指示する。

特に、緊急を要する場合は、可能な限り所属巡視船艇により応急の防除措置を講ずるとともに三浦半島排出油防除協議会に速報する。

2 町の活動体制

事前配備体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

事故対策本部の設置

町は、海上事故により油等が大量流出した場合又は大量流出するおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

災害対策本部の設置

町は、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると認められるときは、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を設置し国、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

また、災害対策本部を設置した場合は、速やかに被害状況等を県知事に報告する。

現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定した場合、本部員に通知し、本部員は配備計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させる。

3 警察の活動体制

葉山警察署は、油・危険物流出による大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立する。

4 関係事業者の活動体制

事故船舶又は関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとる。

5 広域的な応援体制

三浦半島における港内及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、三浦半島消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力する。

町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し応援要請を行う。

6 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第3節 油等の大量流出に対する応急対策

1 原因者等防除措置

海上事故により大量の油が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じる。

横須賀海上保安部は、大量の油流出があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

特に必要と認めるときは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」第41条の2に基づき関係行政機関の長又は、関係地方公共団体の長へ海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請する。

流出油等の処理にあたっては、海洋環境の保全に配慮して行う。

2 町の措置

沿岸町民に対する災害状況の周知徹底

沿岸町民に対する避難勧告及び指示

沿岸地区の警戒

被害状況の情報収集並びに県への報告

職員の非常参集、災害対策本部の設置等体制の確立

応急対策及び災害対策本部の設置状況等の県への報告

油防除活動及び被害者の救助、救出活動

原因者側の対応が不十分な場合の漂着油等の回収
油防除活動を行うために必要な油防除資機材の調達を県に要請

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

町及び葉山警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

2 消火活動

関係事業者は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

町は、船舶の火災を覚知した場合は、直ちにその旨を横須賀海上保安部に通報するとともに、応援要請に基づき消火活動を実施する。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、町の要請に基づき、医療救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

第5節 避難活動

発災時には、町、横須賀海上保安部及び葉山警察署は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難の勧告、指示等を行う。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 横須賀海上保安部の措置

横須賀海上保安部は、町から緊急輸送について要請があったときは、関係機関と協議して計画的に対応する。

2 県警察の措置

葉山警察署は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

第7節 災害広報の実施

町は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第8節 その他の横須賀海上保安部の措置

1 情報の収集

関係機関等と密接な連絡をとり情報交換に努めるとともに巡視船艇等により港湾施設等の被災状

況、水路の異常、港内在泊船等の状況について情報を収集し、必要に応じ関係機関に対して通報する。

2 海上交通安全の確保

横須賀海上保安部長は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

船舶交通の整理指導

所属巡視船艇を運用し、船舶交通が輻輳する海域の船舶交通の整理及び指導を行う。

船舶交通の制限等

次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

- ・船舶海難の発生
- ・岸壁等の係留施設及びその他の海上構築物の損壊
- ・大量の危険物の海上への流出
- ・いかだ、材木、漁具及びその他の航路障害物の海上への流出

航路障害物の除去

海難船舶、漂流物、沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ又は勧告する。

なお、特に緊急を要する場合は、所属巡視船艇により応急の措置を講ずる。また、特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で原因者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

危険物積載船の保安措置

- ・危険物積載船の保安について関係機関と密接な連絡をとり、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ・危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等の措置を講ずる。
- ・危険物荷役を再開する船舶及び荷役中の船舶については、状況に応じて事故防止のために必要な措置を講ずる。

工事作業等の再開

工事作業等の再開するものについては、状況に応じて事故防止のために必要な措置を講ずる。

3 船艇・航空機・特殊救難隊による人命の救助

4 遭難者・傷病者・医師・救援物資の緊急輸送

5 物件等の応急的使用、収用、除去

6 その他必要な事項

第9節 神奈川県水難救済会の措置

神奈川県水難救済会は、町、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努める。

第6編 危険物等災害対策計画編

危険物、高圧ガス及び都市ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定める。

第1章 災害予防

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、事故が発生した場合に、その周辺の影響や危険物等の流出場所によっては、町民生活に大きな影響を及ぼすことにもなる。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っているが、一層の安全対策を講じる必要がある。

町、県、国、及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するため、相互に連携を図り、予防対策を推進する。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進する。

[関係法令]

危険物・・・・・・・・消防法

高圧ガス・・・・・・・・高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

都市ガス・・・・・・・・ガス事業法

火薬類・・・・・・・・火薬類取締法

毒劇物・・・・・・・・毒物及び劇物取締法

第1節 安全確保

1 施設等の安全確保

危険物の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、町は、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動車両に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

2 自主保安体制の整備

町、県及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備する。

ア 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実

イ 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実

ウ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実

エ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係の組織の育成

都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ連絡体制の充実等万全な保安体制を整える。

3 保安思想の啓発、訓練

町、消防機関、県及び事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図る。

ア 各種講習会、研修会の実施

- イ 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- ウ 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の徹底
- エ 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- オ 都市ガス事業者は、消防機関と協力して合同防災訓練等を充実

4 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実する。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の拡充

災害情報の収集・伝達体制の拡充

町は、県及び関係事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

通信手段の確保

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2 救急・救助、消火及び医療救護活動

救助・救急活動

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

消火活動

ア 町は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、町長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは県に支援を要請する。

イ 町は、消火薬剤の備蓄を推進する。

ウ 町は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

医療救護活動

ア 町は、関係機関と調整のうえ、医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

イ 町は、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努める。

3 危険物等の大量流出時における防除活動

町及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

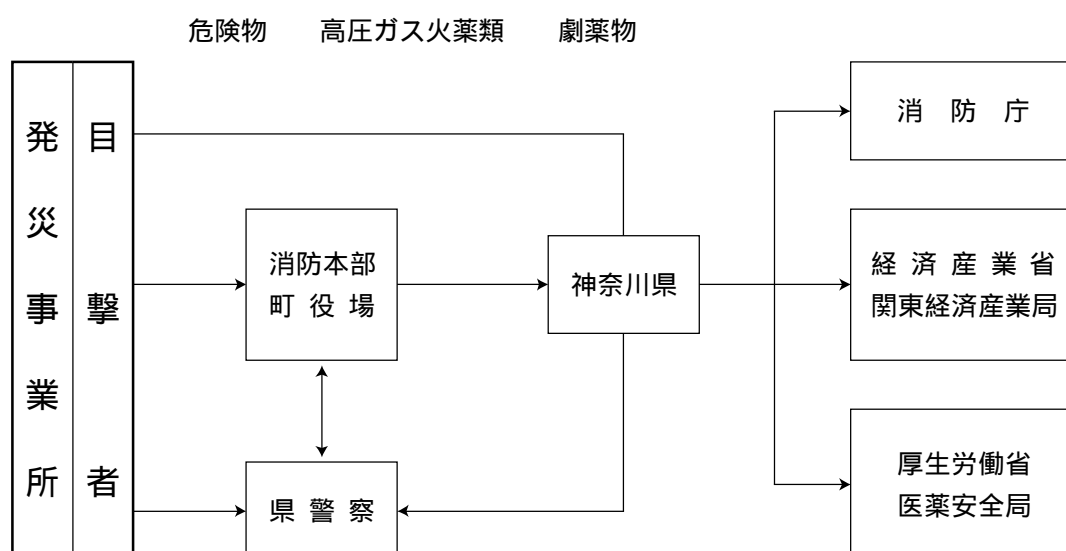
1 災害情報の収集・連絡

危険物等事故情報等の連絡

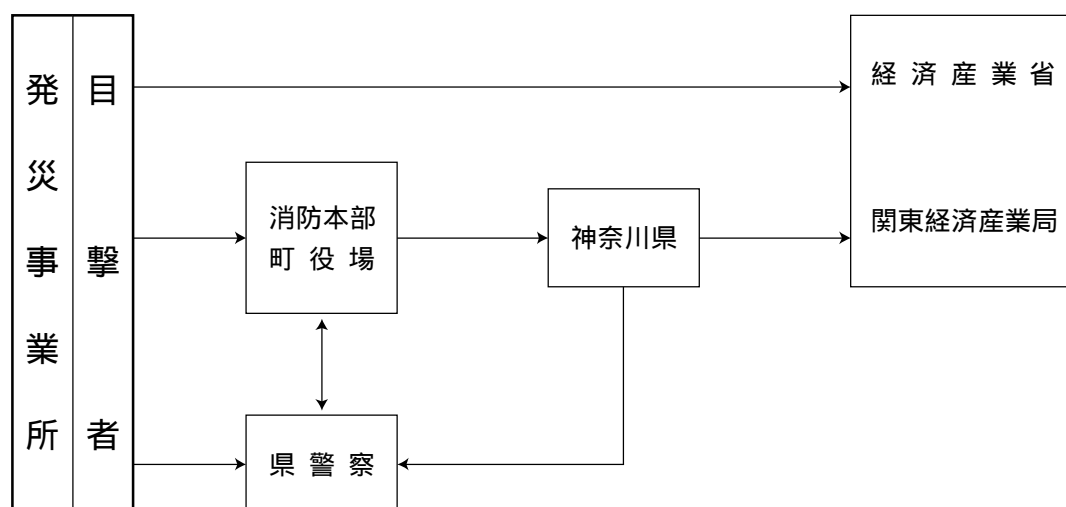
危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりとなっている。

危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに町、葉山警察署及び県に連絡する。なお、都市ガスの場合は、町、葉山警察署及び経済産業省（関東経済産業局）に連絡する。

[危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図]



[都市ガスの事故発生時の連絡系統図]



第2節 活動体制の確立

1 町の活動体制

事前配備体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

事故対策本部の設置

町は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

災害対策本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を設置し国、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。町長は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県知事に被害状況を報告するとともに、必要と認める関係機関に通知する。

現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定した場合には、直ちに本部員に通知し、本部員は配備編成計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させる。

2 葉山警察署の活動体制

葉山警察署は、危険物等による大規模な災害が発生した場合は、施設等の責任者と緊密に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し、応急対策を行う。

葉山警察署は、危険物等による災害が発生した場合は、警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、次の応急対策を行う。

ア 負傷者の救出救助

イ 警戒線の設定

ウ 周辺住民の避難誘導

エ 周辺道路の交通規制

オ 遺体の見分・検視

カ その他必要な措置

3 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとる。

4 広域的な応援体制

町長は、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に応援要請を行う。

5 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第3節 救急・救助、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

町及び葉山警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

2 消火活動

町、消防団及び自衛消防組織は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

町は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

発災現場以外の市町村は、町からの要請、消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行う。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、町の要請に基づき、医療救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

第4節 避難活動

発災時には、町及び葉山警察署は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難の勧告、指示等を行う。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

葉山警察署は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、必要に応じて、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

第6節 災害広報の実施

町は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第7編 大規模な火事災害対策編

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

町は、防火地域・準防火地域の指定等の活用により安全で快適な市街地の形成を促進する。

町及び県は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地などのオープンスペースの確保を図るとともに、公園等の整備を図る。

2 火災に対する建築物の安全化

消防用設備等の整備、維持管理

町、県及び事業者は、多数の人が出入りする建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

建築物の防火管理体制

町、県及び事業者は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集，伝達体制の拡充

災害情報の収集・伝達体制の拡充

町は、県及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

通信手段の確保

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2 救急・救助消火及び医療救護活動

救助・救急活動

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

消火活動

町は、消防力の整備強化に努めるとともに、これに必要な指導・支援を県に対して求める。

ア 消防組織の強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 消防施設等の整備・強化

町は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

医療救護活動

ア 町は、関係機関と調整のうえ、医療救護活動体制の確立に努める。

イ 町は、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努める。

3 避難誘導

町は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努める。

町は、高齢者、障害者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

4 建築同意制度の活用

町は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

第3節 防災知識の普及

1 一般家庭に対する指導

町は、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努める。

町は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

町は、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

2 防火管理者等の指導・教育

町は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導する。

町は、防火管理者に対し、消防計画の作成、自衛消防訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について、指導する。

3 予防査察による指導

町は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をする。

町は、消防対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導する。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

大規模な火事発生による被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

応急対策活動情報の連絡

ア 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を町に連絡する。

第2節 活動体制の確立

1 町の活動体制

職員の事前配備体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

事故対策本部の設置

町は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

災害対策本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を設置し国、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

町長は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県知事に被害状況等を報告するとともに、必要と認める関係機関に通知する。

現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定した場合には、直ちに本部員に通知し、本部員は配備編成計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させる。

2 広域的な応援体制

町長は、大規模火災が発生した場合は、三浦半島消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。

町長は、大規模火災が発生した場合は、応急措置を実施するため、必要と認めるときは、県知事に応援要請をする。

3 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をす
るよう求める。

第3節 救急・救助、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

町及び葉山警察署は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

2 消火活動

町、消防団及び自衛消防組織は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行
う。

町は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

被災地以外の市町村は、町からの要請または消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援
の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、町の要請に基づき、医療救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置
を行う。

第4節 避難活動

発災時には、町及び葉山警察署は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難の勧告、指示等を行う。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

葉山警察署は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、必要に応じて、直ちに一般車両の通行を
禁止するなどの交通規制を行う。

第6節 災害広報の実施

町は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第8編 放射性物質災害対策編

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管になっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業所等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて、円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

なお、この計画の専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。

第1章 災害予防

第1節 安全確保

1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

町の指導

町は放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所・運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導する。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検設備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等に対し、放射性物質運搬中の安全管理の確保を図るため、必要な事項を指示する。

2 放射性物質に関する教育及び知識の普及

消防防災担当職員の教育

町は応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し次の事項について教育を実施する。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- イ 放射線防護に関すること
- ウ その他必要と認めること

町民に対する知識の普及

町は応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国の指導等を受け、町民に対し放射性物質に関する知識の普及に努める。

第2節 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大限の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。

また、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に対する教育・訓練を積極的に行うとともに、町、県との連携体制の確立を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等による放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるようあらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

消防機関、警察等への通報連絡体制

放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制

放射線防護資機材の整備

その他必要な事項

町の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

町は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県と相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。

消防機関は放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被爆防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努める。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業者等の把握に努める。

ウ 核燃料物質等の事業所外運搬情報の把握等に伴う必要な対応

消防機関は、県の入手した県内の原子力事業所から核燃料物質等の運搬情報に基づき、必要な対応をとる。

その他必要な運搬情報の入手については、町、県連携して関係機関に働きかける。

原子力事業所は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

2 情報伝達体制の充実強化

町は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

3 広報体制の整備

広報手段の整備

町は、放射性物質災害発生時に、状況に応じた災害広報を迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時

から広報手段の整備に努め、主な広報方法・手段は次のとおりとする。

- ア 放送機関への放送要請による広報
- イ 報道機関を通じたの広報
- ウ 防災行政無線の同報無線による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ その他必要な広報

広報の内容

町が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりとする。

- ア 災害時の状況及び今後の予測
- イ 災害対策の状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 町民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 放射能観測の実施

町は関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

5 救助・救急、医療活動

町、県警察は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努める。

6 避難誘導

町は避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

7 訓練の実施

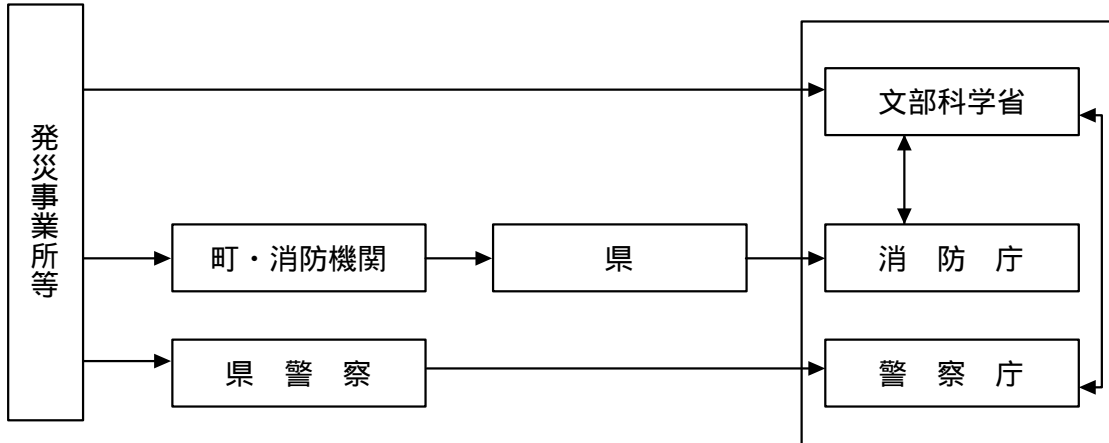
町、県警察及び関係機関は、連携しながら訓練の実施に向けて協議を進める。

第2章 災害時の応急活動計画

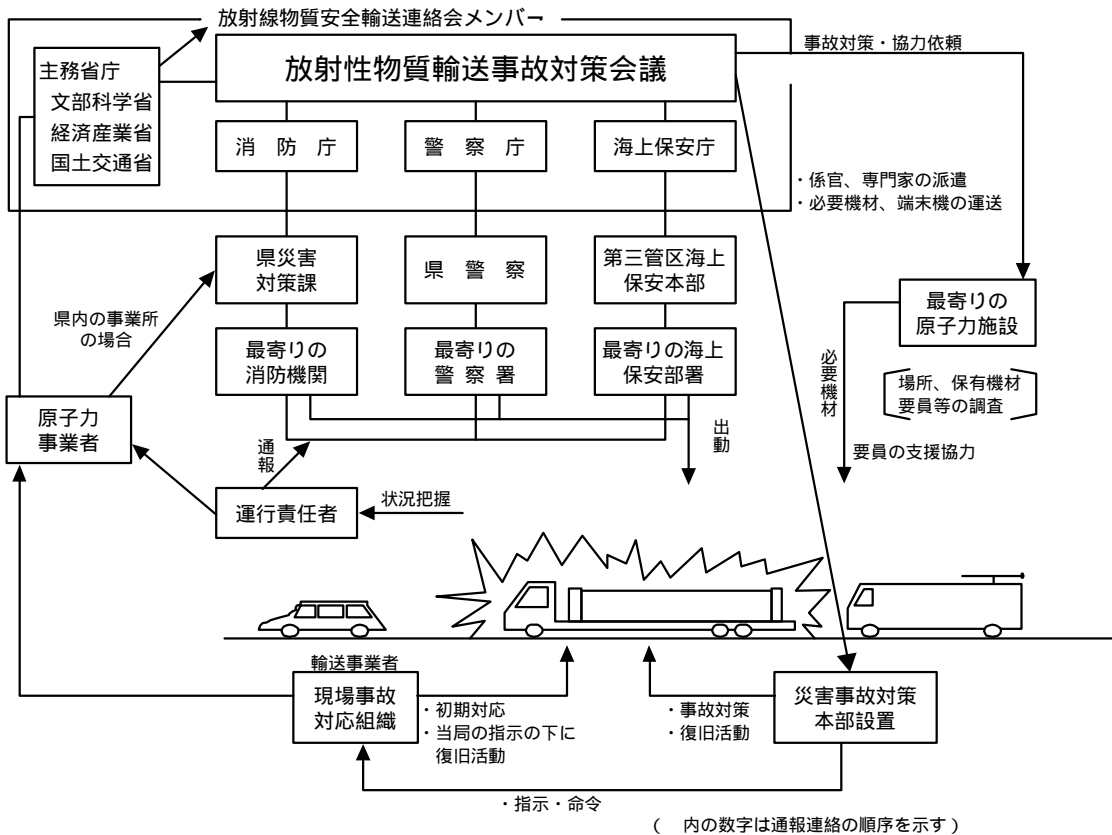
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



【核燃料物質等の事業所外運搬時の事故発生時の連絡系統図】



事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに文部科学省、消防機関及び県警察へ連絡する。なお海上において事故が発生した場合は、第三管区海上保安本部に連絡する。

放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業所等は、被害状況を消防機関、県警察及び文部科学省（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に連絡する。

イ 町は被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、文部科学省及び町（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に応急対策等の活動状況を連絡する。

イ 町は、県に応急対策等の活動状況等を報告し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 情報連絡の方法

町、県及び防災関係機関が行う、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線及び防災情報ネットワークシステム等を使用し速やかに行う。

第2節 活動体制の確立

1 県警察の活動体制

葉山警察署は、放射性物質の漏洩の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、直ちに葉山警察署に警備本部を設置するなど県及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。

周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動

犯罪の予防等社会秩序の維持活動

緊急避難のための交通の確保

周辺住民等への情報伝達

搬送中の事故等における負傷者の救出救助活動

その他必要な措置

2 町の活動体制

災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認めるときは、被害の発生する前の警戒段階から警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとる。

大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置して、県、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

ア 救出・救助活動の実施

イ 消火・応急活動の実施

ウ 周辺住民に対する災害広報の実施

- エ 警戒区域の設定
- オ 周辺住民に対する避難の勧告、指示、避難誘導
- カ 避難場所の開設、運営管理
- キ その他必要な措置

町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

3 県、日赤、医師会及び歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、医療救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

4 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。

第3節 災害時の町民等への指示広報

町は、緊急時に防災行政無線同報無線、広報車等あらゆる広報手段を用い、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行う。

- 1 事故等の状況及び今後の予測
- 2 避難及び誘導の方法
- 3 町民のとるべき措置及び注意事項
- 4 その他の応急対策の状況
- 5 その他必要な事項

第4節 放射能測定体制の強化

町は、放射能測定資機材の確保に努める。

第5節 避難所の設置運営

発災時には、町及び葉山警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難の勧告、指示を行う。

避難誘導にあたって、町は、避難場所及び避難路や災害危険箇所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

1 避難場所

避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、町民に対し周知徹底を図る。

避難所の運営管理

ア 町長は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

イ 町長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努める。

ウ 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するよう努める。

2 滞留者への対応

旅館、ホテル等の宿泊施設及び飲食店等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導する。

3 高齢者、障害者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたっては高齢者、障害者等に十分配慮する。特に高齢者、障害者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、高齢者、障害者向け福祉仮設住宅の設置等に努める。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理に関する活動

1 保健衛生

町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

町は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理についても必要な措置を講じる。

2 防疫活動

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、町は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行う。

町は、県の指示に基づき防疫対策を実施する。

ア 感染症予防委員会の設置

イ 感染症予防上必要と認められた場合の清潔方法及び消毒方法

ウ ねずみ・昆虫の駆除

エ 予防接種の指示

オ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

具体的な内容は、第2編第2章第8節の保健衛生、防疫、遺体の処理に関する対策を参照する。

第7節 飲料水・食糧及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行う。

町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県に物資の調達を要請する。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

交通の確保

ア 葉山警察署は、災害時の緊急輸送を確保するため、次の措置をとる。

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制が実施されたときは、直ちに町民等に周知徹底等を図る。

緊急通行車両の通行を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両等による先導等を行う。

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対し措置命令を行う。

イ 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講ずる。

道路の応急復旧等

ア 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

イ 路上の障害物の除去について、道路管理者、葉山警察署、消防本部及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、県に被害状況を報告する。

イ 漁港管理者は、漁港施設について早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

ウ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

海上交通安全の確保

横須賀海上保安部長は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通の整理指導

所属巡視船艇を運用し、船舶交通が輻輳する海域の船舶交通の整理及び指導を行う。

イ 船舶交通の制限等

次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

- ・船舶海難の発生
- ・岸壁等の係留施設及びその他の海上構築物の損壊
- ・大量の危険物の海上への流出
- ・いかだ、材木、漁具及びその他の航路障害物の海上への流出

ウ 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物、沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ

又は勧告する。

なお、特に緊急を要する場合は、所属巡視船艇により応急の措置を講ずる。また、特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で原因者が不明なときは、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

エ 危険物積載船の保安措置

危険物積載船の保安について関係機関と密接な連絡をとり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・危険物積載船舶については必要に応じて、移動命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等の措置を講ずる。
- ・危険物荷役を再開する船舶及び荷役中の船舶については、状況に応じて事故防止のために必要な措置を講ずる。

オ 工事作業等の再開

工事作業等の再開するものについては、状況に応じて事故防止のために必要な措置を講ずる。

2 緊急輸送

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

3 巡視船艇・航空機・特殊救難隊による人命の救助

4 遭難者・傷病者・医師・救援物資の緊急輸送

5 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置

6 物件等の応急的使用、収用、除去

7 その他必要な事項

第9節 神奈川県水難救済会の措置

神奈川県水難救済会は、町、横須賀海上保安部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努める。

第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、葉山警察署が独自に、又は自主防犯組織と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 物価の安定、物資の安定供給

町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第11節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際に高齢者、障害者、外国人等に考慮した伝達を行う。

情報伝達にあたっては、広報板、広報紙、広報車、防災無線等によるほか、湘南ビーチFM、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

2 町民からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて発災後速やかに町民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第12節 自発的支援の受け入れ

1 ボランティアの受け入れ

町及び葉山町社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ等を行う。

また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとする。

2 義援物資、義援金の受け入れ

義援物資の受け入れ

町は、関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。

また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

義援金の受け入れ

町は、県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金配分委員会を組織し、適切な配分方法等を十分協議して、義援金の使用について定める。

海外からの支援受け入れ

町は、災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

第3章 災害復旧

第1節 汚染物の除去

事故の原因者は、汚染物を除去する。

第2節 各種制限措置の解除

町及び県警察は、環境モニタリング等による地域の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

第3節 安全の確認

町及び県は、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息する。

第9編 その他の災害に共通する対策編

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に共通する事項を定め、第3編から第8編の個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、本編の定めによる。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

災害情報の収集・伝達体制の拡充

町は、県等との情報の収集・連絡体制の整備に努める。

通信手段の確保

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的
に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連
携による通信訓練に積極的に参加する。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急活動

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

消火活動

ア 町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、
消防体制の整備に努める。

イ 町は、防火水槽、自然水利利用施設、火災用工作機器、可搬式消火器材等の整備強化を図る。

医療救護活動

ア 町は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、医療救護活動体制の確立に努
める。

イ 町は、救護活動に必要な医療品等の備蓄に努める。

3 緊急輸送活動

葉山警察署は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図る
とともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

葉山警察署は、災害時において、交通規制を実施した場合における車両の運転者の義務等につい
て周知を図る。

葉山警察署は、広域的な交通管理体制を整備する。

4 避難誘導

町は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努める。

町は、高齢者、障害者等を適切に誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、
平常時より高齢者、障害者等に係る避難誘導体制の整備に努める。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内の気象の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合において、注意報又は警報を発表し、町民や防災関係機関に注意及び警戒を喚起し、町では、24時間体制を取っている消防本部が、県からの防災行政無線を通じて、伝達される。

2 警報の発表に伴う事前配備体制

横浜地方気象台より神奈川県東部三浦半島に警報が発表された場合、町では、配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。

町では、様々な種類の通信手段を活用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、県、隣接市、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。

1 災害情報の収集・連絡

事故情報の連絡

大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当している各機関に連絡する。

大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

一般被害情報の収集・連絡

町は、各種の被害情報等を県災害対策本部に防災情報ネットワークシステム、防災行政無線等を通じて報告する。

応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、安全規制等担当機関に応急対策活動状況を連絡する。

イ 町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

通信手段の確保

町は、通信手段の確保するため災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省（関東総合通信局）に要請する。

非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、関東地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

第3節 活動体制の確立

1 町の活動体制

事前配備体制

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

事故対策本部の設置

町は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置し、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

災害対策本部の設置

ア 収集された情報により大規模な災害が発生している場合又は発生するおそれがあると認められたときは、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を設置し国、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

イ 町長は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県知事に被害状況等を報告する。

現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員に通知し、本部員は配備計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外に災害対策本部の設置を決定した場合には、本部員は、あらかじめ定めた連絡体制により職員を参集させる。

2 県警察の活動体制

葉山警察署は、大規模な災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、次の応急対策を実施する。

負傷者の救出救助

警戒線の設定

周辺住民の避難誘導

周辺道路の交通規制

遺体の見分・検視

その他必要な措置

3 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部

設置等必要な体制をとる。

4 自衛隊の災害派遣

町長は、災害の規模や収集した被害状況を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請する。

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

町長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求が、連絡不通で要求できない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊長に被害状況などを通知する。

その際町長は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

第4節 救急・救助、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

町民及び自主防災組織の役割

町民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

救助・救急活動

町は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県及び他の市町村に応援要請を行う。

被災地以外の市町村、県及び関係機関等の役割

ア 県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

イ 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう求める。

ウ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。

エ 葉山警察署は、救出救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

資機材等の調達等

救助・救急等に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

2 消火活動

発災後初期段階において、町民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に連絡するよう努める。

町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、県に対して応援を要請する。

町は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 医療救護活動

被災地域内の医療機関による医療救護活動

ア 町は、逗葉医師会に対して医療活動の協力を求める。

- イ 町内の医療機関は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- ウ 町内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。
- エ 町内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努める。
被災地以外からの救護班の派遣
- ア 町は、必要に応じ、速やかに医療関係機関又は県災害対策本部等に対し、救護班の派遣について要請する。
- イ 県、医師会及び歯科医師会は、医療救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

第5節 避難所の設置運営

発災時には、町及び葉山警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難の勧告、指示を行う。

避難誘導にあたって、町は、避難場所及び避難路や災害危険箇所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

1 避難場所

避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、町民に対し周知徹底を図る。

避難所の運営管理

- ア 町長は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- イ 町長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努める。
- ウ 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
また、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮するよう努める。

2 滞留者への対応

旅館、ホテル等の宿泊施設及び飲食店等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導する。

3 高齢者、障害者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたっては高齢者、障害者等に十分配慮する。特に高齢者、障害者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、高齢者、障害者向け福祉仮設住宅の設置等に努める。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理に関する活動

1 保健衛生

町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握

し、必要に応じ救護所等を設ける。

高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

町は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理についても必要な措置を講じる。

2 防疫活動

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、町は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行う。

町は、県の指示に基づき防疫対策を実施する。

ア 感染症予防委員会の設置

イ 感染症予防上必要と認められた場合の清潔方法及び消毒方法

ウ ねずみ・昆虫の駆除

エ 予防接種の指示

オ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

具体的な内容は、第2編第2章第8節の保健衛生、防疫、遺体の処理に関する対策を参照する。

第7節 飲料水・食糧及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行う。

町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県に物資の調達を要請する。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

交通の確保

ア 葉山警察署は、災害時の緊急輸送を確保するため、次の措置をとる。

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制が実施されたときは、直ちに町民等に周知徹底等を図る。

緊急通行車両の通行を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両等による先導等を行う。

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対し措置命令を行う。

イ 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講ずる。

道路の応急復旧等

ア 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

イ 路上の障害物の除去について、道路管理者、葉山警察署、消防本部及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、県に被害状況を報告する。

イ 漁港管理者は、漁港施設について早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

ウ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

海上交通安全の確保

横須賀海上保安部長は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通の整理指導

所属巡視船艇を運用し、船舶交通が輻輳する海域の船舶交通の整理及び指導を行う。

イ 船舶交通の制限等

次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

- ・船舶海難の発生
- ・岸壁等の係留施設及びその他の海上構築物の損壊
- ・大量の危険物の海上への流出
- ・いかだ、材木、漁具及びその他の航路障害物の海上への流出

ウ 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物、沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ又は勧告する。

なお、特に緊急を要する場合は、所属巡視船艇により応急の措置を講ずる。また、特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で原因者が不明なときは、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

エ 危険物積載船の保安措置

危険物積載船の保安について関係機関と密接な連絡をとり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・危険物積載船舶については必要に応じて、移動命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等の措置を講ずる。
- ・危険物荷役を再開する船舶及び荷役中の船舶については、状況に応じて事故防止のために必要な措置を講ずる。

オ 工事作業等の再開

工事作業等の再開するものについては、状況に応じて事故防止のために必要な措置を講ずる。

2 緊急輸送

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して

要請及び調達・あっ旋を依頼する。

- 3 巡視船艇・航空機・特殊救難隊による人命の救助
- 4 遭難者・傷病者・医師・救援物資の緊急輸送
- 5 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- 6 物件等の応急的使用、収用、除去
- 7 その他必要な事項

第9節 神奈川県水難救済会の措置

神奈川県水難救済会は、町、横須賀海上保安部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努める。

第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、葉山警察署が独自に、又は自主防犯組織と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 物価の安定、物資の安定供給

町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第11節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際に高齢者、障害者、外国人等に考慮した伝達を行う。

情報伝達にあたっては、広報板、広報紙、広報車、防災無線等によるほか、湘南ビーチFM、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

2 町民からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて発災後速やかに町民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第12節 自発的支援の受け入れ

1 ボランティアの受け入れ

町及び葉山町社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ等を行う。

また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとする。

2 義援物資、義援金の受け入れ

義援物資の受け入れ

町は、関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。

また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

義援金の受け入れ

町は、県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金配分委員会を組織し、適切な配分方法等を十分協議して、義援金の使用について定める。

海外からの支援受け入れ

町は、災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。